

各県立学校長 殿

教 育 長

県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について（通知）

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、何よりも子どもたちの安全、安心な生活を第一に考え、全ての県立学校を 3 月 2 日から、春季休業を挟んで 5 月 31 日までのおよそ 3 カ月にわたり臨時休業にしています。

こうした中、特定警戒都道府県である本県における感染状況は、未だ予断を許さない状況が続いていますが、5 月 21 日までに、42 府県を対象に国の緊急事態宣言が解除され、全国各地域で、学校の教育活動が再開されはじめたところです。

こうしたことを踏まえ、本県を対象地域とする国の緊急事態宣言が解除され、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として実施している県立学校の臨時休業を終了し、6 月 1 日（月）に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」として取りまとめました。

については、各学校におかれては、このガイドラインを踏まえ、6 月 1 日（月）からの教育活動の再開に向けて、5 月 25 日（月）から必要な検討、準備を進めるようお願いします。

なお、このガイドラインは、現時点での感染状況等を踏まえ、取りまとめたものであり、今後の状況の推移により、変更、追加等があることに御留意ください。

また、教育活動を再開する期日の確定については、知事からの協力要請解除後となることから、別途通知を発する予定であることを申し添えます。

問合せ先

（高等学校及び中等教育学校について）

高校教育課教育課程指導グループ 小野、横谷

電話(045)210-8260（直通）

（特別支援学校について）

特別支援教育課教育指導グループ 荒井、山田

電話(045)210-8276（直通）

## 県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要(特別支援学校)

### ガイドライン作成の趣旨

- 県教育委員会では、本県を対象地域とする緊急事態宣言が解除された場合の、学校の教育活動の再開に向け、必要な配慮や工夫、留意すべき事項について指針として取りまとめた。
- 各学校はガイドラインを踏まえ、保健管理に努め、適切な指導計画による教育活動に取り組む。

### ガイドラインの主な内容

#### 1 学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方 P. 1

- 社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応することが必要である。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業(以下、「時差短縮」という)など段階的に行っていく。

#### 【教育活動の段階的再開の概要】

	期間	概要	5月31日で緊急事態宣言解除の場合
準備期間	1週間程度	週1回登校	6/1(月)～6/5(金)
分散登校Ⅰ	2週間程度	週1回登校(高3は週2回登校)	6/8(月)～6/19(金)
分散登校Ⅱ	2週間程度	週2回登校(高3は週3回登校) 給食あり	6/22(月)～7/3(金)
時差短縮Ⅰ	1カ月程度	全児童・生徒等登校 給食あり	7/6(月)～7/31(金)
時差短縮Ⅱ	1週間程度	全児童・生徒等登校 午前授業(夏季休業後の短縮授業)	8/24(月)～8/28(金)
通常登校	—	全児童・生徒等登校 給食あり	8/31(月)～

- 基本的な感染症対策の徹底など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じること。
- ICTの活用により課題の提示や動画の配信を行うなど、分散登校期間中の家庭学習の充実を図ること。
- 児童・生徒等が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケアに努めること。
- スクールバス内において児童・生徒等間の十分な距離を保つために、ジャンボタクシーを活用するとともに、必要に応じて保護者へ送迎を依頼すること。
- 高等部知的障害教育部門の分教室については、本校の再開パターンに準ずるが、分教室を設置している高等学校と相互理解のもと、情報共有して進めること。
- 通常登校に移行した後も「新しい生活様式」を踏まえ、教育活動と感染症対策を両立する工夫、配慮が必要であること。
- 児童・生徒等の在籍者数、障害の状況、通学方法、施設設備、関係する医療機関や福祉施設の状況等を踏まえ、児童・生徒等の感染防止に万全を期すこと。
- 通学区域内の感染拡大に関する状況を十分に把握し、区域内の市町村教育委員会や学校間の連携、必要な相談や情報共有等を行うこと。
- 学校医や学校薬剤師と連携し、保健管理体制の整備を行うこと。また、感染防止の対応や、感染者が発生した場合の対応など、相談・連携体制を再確認すること。

#### 2 学校の教育活動再開に当たっての保健管理について P. 2

- 感染防止の観点から学校医・学校薬剤師などと連携し、重点的に施設環境の確認・整備を行うこと。
- 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等は、地域の感染状況を踏まえ、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をすること。また、学校においては学校の受入れ体制も含め、学校医等にも相談すること。
- 基本的な感染症対策の指導、教室等の換気、座席の配置の配慮、共用部分の消毒等を実施すること。

#### 3 教育活動の段階的再開と学習指導について P. 17

- 「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の段階を経ながら、徐々に通常登校に移行していく。
- 5月25日から、校内の消毒、教室整備等を行う。また、全教職員で一日の流れや受け入れ態勢等、共通理解を図る。
- 準備期間では、登校時における児童・生徒等の健康状態の把握や、その後の教育活動について保護者と相談を行う。

- 分散登校では、学部・部門、学年別の登校にして、児童・生徒等の距離を確保し、対面とならないような形で教育活動を行うこと。また給食開始に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- また、子どもの居場所について、分散登校期間中の登校する日以外については柔軟に対応すること。
- 時差短縮では、全ての児童・生徒等が一定時間、学校内で活動するため、身体的距離の確保や、自力通学の児童・生徒等の時差通学、スクールバス車内の3密防止について、より徹底すること。

#### 4 学習評価について P. 29

- 臨時休業中の家庭学習の成果を含めて評価する。

#### 5 学校給食の実施について P. 37

- 「学校給食衛生管理基準」に基づき、調理作業や配食等を行うよう、改めて徹底すること。
- 食物アレルギー対応や食形態など、一人ひとりの児童・生徒等に必要な配慮について、確実に対応すること。
- 十分な間隔を確保した喫食をすること。机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ空けて、飛沫を飛ばさないよう会話を控えること。
- 当面の配食は教職員が必要最小限の人数で行うこと。

#### 6 校内の清掃について P. 38

- 「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の期間中は、児童・生徒等による清掃活動を行わない。

#### 7 学校行事等について P. 39

- 不特定多数の方が参加する行事や交流等については、当面行わない。

#### 8 進路指導・就学支援について P. 39

- 現場実習の実施に関して、新型コロナウイルス感染症拡大防止の趣旨を踏まえ、実習受け入れ先や本人、保護者、学校が丁寧な調整をし、実施する。
- 進路面談については、3密を避ける取組を徹底した上で慎重に行う。

#### 9 部活動について P. 40

- 「準備期間」「分散登校」期間は実施しないこと。「時差短縮」期間から可能とするが、活動内容は、個人を主体とした基礎練習とする。

#### 10 不安を抱える児童・生徒等、保護者への対応について P. 41

- 児童・生徒等の様子を観察し、不安やストレス等を感じている児童・生徒等、保護者には、面談等個別の対応を行う。その際、教育相談コーディネーターや自立活動教諭（専門職）や養護教諭等と連携して対応する。

#### 11 外国につながる児童・生徒等への支援について P. 43

- 多言語での情報提供に配慮すること。
- 就学状況の把握、学校への円滑な受け入れについて一層の配慮を行うこと。

#### 12 いじめ、偏見、差別等の防止について P. 44

- 感染者やその関係者、また、医療従事者等への偏見や差別等が生じないよう児童・生徒等を指導する。

#### 13 児童・生徒等又は教職員に感染者が出た場合の対応について P. 44

- 児童・生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、県教育委員会及び衛生主管部局と臨時休業の必要性について十分協議し、学校医等とも相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。

#### 14 地域の感染状況が増加した場合等の対応について P. 44

- 地域の感染者が増加するなど、学校の教育活動に影響が生じる恐れがある場合には、県教育委員会と、公共交通機関等の利用状況等も踏まえ、教育活動の一部の制限などの対応を決定する。

#### 15 その他 P. 45

- 各学校は、地域の障害福祉サービス機関等に対し、教育活動の段階的再開のスケジュールなどの情報提供を行い、連携すること。
- 学校施設開放については、「通常登校」の段階から再開すること。



神奈川県  
教育委員会

# 県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン (特別支援学校)

令和2年5月

神奈川県教育委員会

## 教育活動の再開等に関するガイドライン作成の趣旨

県教育委員会では、県立特別支援学校における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、国の動向並びに本県の実施方針及び県内の感染状況等を踏まえ、何よりも児童・生徒等の安全、安心な生活の確保を第一に、3月2日以来、春季休業を挟んで5月31日までのおよそ3か月にわたり、臨時休業を継続しています。

この間、県教育委員会は、令和2年2月28日付け特第1998号特別支援教育課長依頼文書「新型コロナウイルス感染症対策のための、県立特別支援学校における一斉臨時休業に関する対応について」をはじめとした各通知等並びに「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立特別支援学校）（令和2年5月8日付け）」により、県立特別支援学校が臨時休業中に行う学習指導等についての考え方や留意事項を示してきました。

各学校では、これらを踏まえ、児童・生徒等の実情等に応じて課題等を課すことにより、家庭学習の充実に努め、児童・生徒等の学習保障に取り組んできました。また、ICT等を活用した学びの充実にも努めており、今後ともその推進に取り組んでいくことが必要です。

こうした中、国からは、地域の感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校を再開し、児童・生徒等が学ぶことができる環境を作っていく、という方向性が示されています。（令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」）。また、5月21日までに、42府県を対象に緊急事態宣言が解除され、全国各地域で学校の教育活動が再開されはじめたところです。

特定警戒都道府県である本県における感染状況は、未だ予断を許さない状況が続いていますが、多くの皆様のご努力により、感染者数の減少も見られています。

こうしたことも踏まえ、県教育委員会では、国において本県を対象地域とする緊急事態宣言が解除された場合の、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」として取りまとめました。

各学校における教育活動再開に当たっては、児童・生徒等の安全・安心や、学びの保障等の観点から、様々な工夫や配慮が必要となります。各学校においては、感染予防の観点から、全教職員が一丸となって学校の教育環境を整え、基礎疾患がある児童・生徒等、医療的ケアを必要とする児童・生徒等や障害の状態を踏まえた、より丁寧な対応が必要な児童・生徒等が安心して学べる学校となるよう、万全の措置を講じるよう依頼します。

また、このガイドラインは、現時点での感染状況等を踏まえ、取りまとめたものであり、今後の状況の推移により、変更、追加等があることに留意願います。

## 目 次

1	目的	1
2	学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方	1
3	学校の教育活動再開に当たっての保健管理について	2
4	教育活動の段階的再開と学習指導について	17
5	学習評価について	29
6	学校給食の実施について	37
7	校内の清掃について	38
8	学校行事等について	39
9	進路指導・就学支援について	39
10	部活動について	40
11	不安を抱える児童・生徒等、保護者への対応について	41
12	外国につながるのある児童・生徒等への支援について	43
13	いじめ、偏見、差別等の防止について	44
14	児童・生徒等又は教職員に感染者が出た場合の対応について	44
15	地域の感染状況が増加した場合等の対応について	44
16	その他	45

## 1 目的

このガイドラインは、県立特別支援学校の教育活動の再開等に当たり、児童・生徒等の安全・安心な生活を確保しながら、児童・生徒等の学習保障に取り組む上での考え方や留意事項等を指針として整理したものである。

各学校においては、このガイドラインを踏まえて、適切な保健管理に努めるとともに、授業で扱う内容と家庭学習で扱う内容を適切に定めたり、感染リスクを踏まえた適切な指導時期の設定をしたりするなど、改めて、学校や児童・生徒等の実情に応じた指導計画の変更や精選を行い、適切な指導計画による教育活動が展開されることにより、児童・生徒等が安心して学校生活を送り、学習活動に取り組むことができることを目的としている。

## 2 学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方

○臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要があることや、学校の教育活動は保護者や地域の方の御理解、御協力が不可欠であることを踏まえることが必要である。

○よって、学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業（以下、「時差短縮」という）など段階的に行っていく。

### 【教育活動の段階的再開の概要】

登校方法	期間	概要	5月31日で緊急事態宣言解除の場合
準備期間 (ガイダンス登校)	1週間程度	週1回の登校	6/1(月)～6/5(金)
分散登校Ⅰ	2週間程度	週1回(高3は週2回)	6/8(月)～6/19(金)
分散登校Ⅱ	2週間程度	週2回(高3は週3回) 給食あり	6/22(月)～7/3(金)
時差短縮Ⅰ	1ヶ月程度	全児童・生徒等登校 給食あり	7/6(月)～7/31(金)
時差短縮Ⅱ (夏季休業後の短縮授業)	1週間程度	全児童・生徒等登校 午前授業	8/24(月)～8/28(金)
通常登校	—	全児童・生徒等登校 給食あり	8/31(月)～

○教育活動再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じること。

- 保護者の理解と協力のもと、G Suite for Education などのICT の活用により課題の提示や動画の配信を行うなど、分散登校期間中の家庭学習の充実を図ること。
- 指導に当たっては、児童・生徒等が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケアに努めること。
- 臨時休業中の家庭学習については、個別教育計画に基づき、課題等による学習指導を行った上で、その学習成果を適切に把握し評価すること。
- スクールバス内において児童・生徒等間の十分な距離を保つために、新たに予算措置したジャンボタクシーを活用するとともに、必要に応じて保護者へ送迎を依頼すること。
- 高等部知的障害教育部門の分教室については、本校の再開パターンに準ずるが、分教室を設置している高等学校と相互理解のもと、情報共有して進めること。
- 通常登校を行うことができる状況になったとしても、国の「新しい生活様式」を踏まえた教育活動が求められるため、これまでと同様の学習指導ではなく、学校における教育活動と感染症対策を両立するため、さらに一層の工夫、配慮が必要であること。
- 各特別支援学校には、基礎疾患がある児童・生徒等や、医療的ケアを必要とする児童・生徒等など、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍しているほか、障害の状態を踏まえた、より丁寧な対応が必要な児童・生徒等も在籍しているため、各学校においては、児童・生徒等の在籍者数、障害の状況、通学方法、施設設備、関係する医療機関や福祉施設の状況等を踏まえ、児童・生徒等の感染防止に万全を期すこと。
- 各特別支援学校では、児童・生徒等の生活圏や、通学区間が複数の市区町村にかかるため、通学区域内の感染拡大に関する状況を十分に把握すること。その際、区域内の市町村教育委員会や学校間の連携や、必要な相談や情報共有等を行うこと。
- 学校医や学校薬剤師と連携し、保健管理体制の整備を行うこと。また、感染防止の対応や、感染者が発生した場合の対応など、相談・連携体制を再確認すること。
- 当ガイドラインで示した各事項の検討、実施に当たり、学校の実情から判断し、これに寄り難い場合は、特別支援教育課と協議・調整すること。

### 3 学校の教育活動再開に当たっての保健管理について

#### (1) 感染症予防対策

- 感染症予防対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」である。各学校では、次の表に示す箇所・項目について、感染防止の観点から学校医・学校薬剤師などと連携し、重点的に施設環境の確認・整備を行うこと。
- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等は、重症化するリスクが高い児童・生徒等も含まれていることから、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をすること。
- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医等にも相談すること。



## ア 基本的な感染症対策

### ○感染源を絶つこと

- ・各家庭等と連携して毎朝の検温及び風邪症状の有無を確認すること。その際、健康観察票を配付する等により、状況の随時把握、共有に努めること。  
(※別紙1参照「健康観察票」)
- ・スクールバス乗車の児童・生徒等で、自宅等での検温を確認できなかった児童・生徒等は、乗車前に検温を行うこと。
- ・送迎にあたる保護者や関係者に依頼し、マスク着用等の理解・協力を徹底すること。
- ・発熱等の風邪症状のある児童・生徒等に対する自宅休養の指示を徹底すること。
- ・スクールバス乗車以外の児童・生徒等で、登校前に検温を確認できなかった児童・生徒等については、保健室等で検温及び風邪症状の有無を確認すること。  
※教職員も同様の対応とすること。  
※学校に出入りする関係者については、マスク着用や玄関での検温等、対応について校内で統一し、全職員で対応を徹底すること。

### ○感染経路を絶つこと

- ・手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底する。児童・生徒等にとってわかりやすい指導や掲示物等を工夫すること。
- ・マスクの着用が難しい児童・生徒等や、咳の際に自ら口や鼻を覆うことが難しい児童・生徒等に対しては、マスクの着用以外の手立てを検討すること。例えば、フェイスシールドの着用や咳をしたくなつた場合のルールを決めるなどの工夫をすること。また、教員が介助する際に必要なタオル等を、家庭から多めに準備してもらうことや、教室配置を工夫するなど、実態に応じた対応を行うこと。
- ・教室やトイレなど、児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、随時、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。
- ・教材・教具等については、使用前後に消毒液を使用し、清潔を保つこと。また、教材等は個別使用とするなど、感染経路を絶つための対応を行うこと。共用を避けることが難しいものについては、使用後に児童・生徒等の手洗い指導等を行うこと。

### 施設環境の確認・整備（一例）

昇降口・玄関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校時等における昇降口での密集を避けるために、隣り合った靴箱を使用しないように時間差を設けたり、昇降口にとどまらないように、担任以外の教職員にも応援を依頼し、スムーズに教室移動する。</li> <li>・校内用の車いすは登校前に消毒液で拭き上げ準備する。登校してきた車いすは速やかに消毒を行う。</li> <li>・玄関に設置する来校者用の消毒液の備蓄を確認し、必要に応じて調達する。</li> <li>・昇降口から教室までの手すり等、飛沫が飛散していると考えられる箇所は、他の児童・生徒等が触れる前に消毒する。</li> </ul>
教室 内シンク トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室内のシンク・トイレに設置する石けんについて、通常時以上の使用が必要なことから、備蓄を確認し、切らすことがないよう調達する。</li> <li>・タオルの共用やトイレのハンドドライヤーは避け、ペーパータオルを使用するか、教職員は個人用のタオルを使用する。</li> <li>・トイレの密集を避けるために、事前に各クラスで声掛けをすることや、「列の間隔をとるための目印の設置」や「一度に大勢で利用しないこと」を呼びかける貼り紙の掲示などを行う。</li> <li>・「感染予防のための手洗いの仕方」を図解した貼り紙を掲示する。</li> <li>・多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（蛇口、取っ手、洗浄レバー等）の清掃で使用する消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）の備蓄を確認し、必要に応じて調達する。</li> <li>・トイレは蓋を閉めて汚物を流すようにする。</li> <li>・各トイレの換気環境を確認し、換気扇やガラリなどにホコリが詰まっていると空気が流れなくなるので清掃する。</li> </ul>
教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教室（特別教室を含め）における座席配置について検討・準備を行う。（具体例は後述）</li> <li>・児童・生徒等が頻繁に触れたところは、随時消毒できるよう物品を準備しておく。</li> <li>・児童・生徒等下校後は教職員で分担し、校内の消毒を行う（机、いす、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、コピー機のボタン、車いす、教材等）</li> <li>・各教室（特別教室を含め）の換気環境を確認するとともに、夏季休業中の授業も見据え、熱中症対策を検討する。</li> </ul>
校庭・体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休み時間等における密集など感染予防の観点から、校庭や体育館、共用の遊具等の使用について、予めルールを設定する。</li> </ul>
ごみの廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内のごみ処理について、全教職員で確認する。</li> <li>・教室のごみを回収する場合は、マスクや手袋を使用する。鼻水や唾液のついたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。</li> <li>・マスクや手袋を外した時は、必ず石けんと流水で手を洗う。</li> </ul>

○抵抗力を高めること

- ・十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について、児童・生徒等の実態に合わせ、分かりやすく指導すること。
- ・家庭等と連携・協力し、児童・生徒等の睡眠時間や食事量等を含めた体調把握に努めるとともに、適度な活動により心身の健康状態の維持・向上を図ること。

イ 集団感染のリスクへの対応

(ア) 教室等の換気

- ・教室等はこまめに換気し、可能な場合は2方向の窓を同時に開放し、空気を入れ替えることで、密閉状態を防ぐこと。
- ・その際、体温調節が難しい児童・生徒等もいるため、衣服の着脱による体温調節にも配慮すること。
- ・また、エアコン使用時においても外気との入れ替えは必要であるため、換気は実施すること。

(イ) マスク等の着用

- ・児童・生徒等には、マスクの着用等の咳エチケットを指導する。  
個々の実態により、マスクの着用が難しかったり、咳の際に自ら口や鼻を覆うことが難しかったりする場合があるため、授業について、集団の規模や会話でのやりとり、教材の受け渡しなど、細部まで検討し、計画すること。

※ 集団感染発生のリスクを高める三つの条件「3密」を回避すること。

【密閉】 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底

【密集】 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮

【密接】 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。



(ウ)手洗い・消毒等

- ・手洗いは水と石けんを使用し、十分に水で洗い流した後、清潔なタオルやペーパータオルで良くふき取り乾かすよう、児童・生徒等の実態に合わせ、分かりやすく指導すること。
- ・流水での手洗いが難しい場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用する。なお石けんやアルコールによる手荒れの心配がある場合には、流水で十分に洗い流すこと。

ウ 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応

- 3密（密集・密閉・密接）を避けること、換気を行うことを含め、活動に対する環境衛生面について、十分な対策を講じること。
- 手袋やマスク等、必要に応じて防護用具を使用すること。
- 担任や担当教員、看護師など、接触の機会のある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。また、日常生活においても感染防止を徹底すること。
- スクールバスを利用する児童・生徒等の保護者へは、乗車の際の留意点や感染症対策の取組みについて周知するとともに、安全・安心な登下校のため、必要に応じて保護者等と相談・調整すること。
- 登校時だけでなく適宜の検温を実施し、健康状態の把握に努める。また、家庭においても適宜の検温を依頼すること。
- 保護者による送迎の場合、必要に応じて登校に時差をつけるなどの対策をお願いすること。
- 学校、保護者、支援事業所等が緊密に情報共有を行うこと。
- ドアノブ、車いすホイール、手すり、マット等触れる箇所や使用する場所をこまめに消毒すること。
- 使用教材・教具や、触れる可能性のある物品等についてこまめに消毒すること。
- 発熱や様子の変化があった際にすぐに迎えにきてもらう等、保護者と緊急時の対応について確認しておくこと。
- 少しでも体調が悪い（普段と異なる）ときは登校を見合わせてもらうこと。

<参考>

文部科学省 3月 24 日付け

「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」

厚生労働省 2月 25 日付け

「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」

## (2) 出席停止の扱い

	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
罹患した 児童・生徒等	感染者は治癒するまで「出席停止」。 (学校保健安全法第19条) ※学校の臨時休業の日数について、保健 所からの要請や、学校医等と相談の上、 決定する。	保健所の指示に基づき、濃厚接触者を把 握するとともに、体調不良の児童・生徒 等がないか確認する。臨時休業の判断 を保健体育課に連絡する。
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間 「出席停止」(感染者と最後に濃厚接触 した日から2週間程度)	保健所の指示に基づき、健康観察票等を 活用し、健康観察を行う。
症状があり罹患の 疑いがある場合	「出席停止」又は「校長が出席しなくて もよいと認めた日」	その間は健康観察票等を活用し、健康観 察を行う。
症状はないが罹患 の疑いがある場合	保護者の申し出により、学校医と相談の 上「出席停止」	健康観察記録等により、基礎疾患がある 児童・生徒等については、健康観察を徹 底し体調変化に留意する。
基礎疾患があるな ど重症化するおそ れがある児童・生 徒等	主治医や学校医に相談の上、保護者から の申出により、「校長が出席しなくても よいと認めた日」	
感染の可能性につ いての保護者の申 し出に合理的な理 由があると判断す る場合	保護者の申し出により「校長が出席しな くてもよいと認めた日」	
上記以外の児童・生 徒等の臨時休業に 伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の 上、決定した臨時休業期間「授業日数か ら除く」。	

※各学校において、新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した場合は、別紙2を参考に対応すること。

## (3) 衛生管理面での準備

### ア 消毒・手洗い・咳エチケット等について

○学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

○消毒液については、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液が例示されているが、学校における施設の消毒に当たっては、次亜塩素酸ナトリウム消毒液等を利用すること。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。

例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度 0.05%~0.5%)で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤(原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%)を用いる場合、原液 25 mL(漂白剤のキャップ 1 杯)を 2 L の水で希釈する(約 0.06% の希釈液)。

<参考>

文部科学省 5 月 13 日付け

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q&A」

- プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。(厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A」)
- 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液以外の新型コロナウイルスを不活化させる効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用方法への配慮について十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (nite)「新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について」

<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200501.html>

※北里大学「医薬部外品および雑貨の新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 不活化効果について」

<https://www.kitasato-u.ac.jp/jp/news/20200417-03.html>

- 教材、教具、情報機器等、児童・生徒等間の共用を避けるのが難しいものについては、当該教材等を消毒するとともに、使用前後に手洗いをするように指導すること。

## イ 保健室における感染症対策

### (ア)換気の徹底

- 「(1) 感染症予防対策 イ 集団感染のリスクへの対応 (ア)教室等の換気」(5ページ)と同じ扱いとする。

### (イ)来室した児童・生徒等への対応等

- 向かい合わせを避け、十分な距離（おおむね1～2メートル）を保ち、3つの密にならない環境を設定すること。具体的な例として次のような工夫を行うこと。
  - ・部屋のレイアウト変更。
  - ・児童・生徒等が一度に複数来室した際の対応として、順番待ちのための床へのマーキングや椅子の設置等。
  - ・入室人数の制限。
  - ・健康相談の予約制、時間制限等による来室人数の調整。
- 養護教諭や教職員が、来室する児童・生徒等に対応する際は、常にマスクを着用し、必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を行うこと。
- 養護教諭や教職員は、児童・生徒等に対応するごとに手洗い又はアルコール消毒、うがいを行うこと。
- ごみは、個々に密閉し、袋を2重にして捨てること。
- 児童・生徒等の発熱等の風邪症状を確認した場合は、安全に帰宅させる。安全に帰宅するまでの間、学校に留まる場合は、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させること。なお、対応は限られた者が行うようにすること。

### (ウ)部屋の消毒等

- 養護教諭等はドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごと等こまめに消毒液等を使用して清掃を行うこと。その他は、「(3) 衛生管理面での準備 ア 消毒・手洗い・咳エチケット等について」と同じ扱いとする。

<参考>

NPO 法人日本トイレ研究所  
学校再開トイレ対応5つのポイント

The posters provide detailed instructions on handwashing techniques, toilet disinfection points (like door handles, faucets, and flush buttons), and the importance of ventilation in school restrooms.

<参考>

内閣官房ホームページ  
掲示ポスター例

The 'Cough Etiquette' poster lists rules like wearing a mask and covering the mouth with an elbow. The 'Handwashing' poster shows the 7-step process for proper handwashing.



## ウ 衛生用品等の確認・調達

各学校では、感染防止の観点から衛生用品等の確認・調達等を行うこと。特に、次のような用品については、学校医・学校薬剤師などと連携し、各項目について重点的に対応すること。

衛生用品等の確認・調達の一例	
マスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒等が使用するマスクは各自持参するよう指導すること。持参できなかった場合の予備用マスクについて、備蓄を確認し、必要に応じて調達する。また、県教育委員会が配付した緊急時のマスクも、必要な時は活用する。</li> <li>・マスクの着用が難しい場合は、マスクの素材を工夫したり、フェイスシールドを着用したりするなど、保護者と相談のうえ対応にあたる。</li> </ul>
フェイスシールド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒等の発熱時やおう吐物の処理時、給食やトイレの介助時の状況に応じて、感染防止の選択肢の1つとして使用することが考えられるため、各学校の状況や、使用場面、頻度等を想定して調達する。</li> <li>・マスクの着用が難しい児童・生徒等が使用することも想定する。</li> <li>・口話やコミュニケーション時に口元が見えたほうが良い場合などを想定する。</li> <li>・保健室に常備して、児童・生徒等の発熱時に着用するなど、使用する場面を想定する。</li> <li>*日常生活場面において、常時着用するものではないため、過剰な対応とならないこと。</li> </ul>
防護服	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒等の発熱時やおう吐物の処理時、給食やトイレの介助時の状況に応じて、感染防止の選択肢の1つとして使用することが考えられるため、各学校の状況や、使用場面、頻度等を想定して調達する。</li> <li>・保健室に常備して、児童・生徒等の発熱時に着用するなど、使用する場面を想定する。</li> <li>*日常生活場面において、常時着用するものではないため、過剰な対応とならないこと。</li> </ul>
ハンカチ・タオル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手を拭くハンカチやタオル等は個人持ちとして共用しないように指導を徹底する。</li> </ul>
消毒液	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来客用の消毒液や、多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（蛇口、取っ手等）の清掃で使用する消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）の備蓄を確認し、必要に応じて調達する。</li> <li>・児童・生徒等に消毒液を持参させることはしない。</li> </ul>

体温計	・児童・生徒等に毎朝検温するよう指導すること。検温できなかった場合等に学校で検温する際の体温計について、必要に応じて調達する。
-----	---

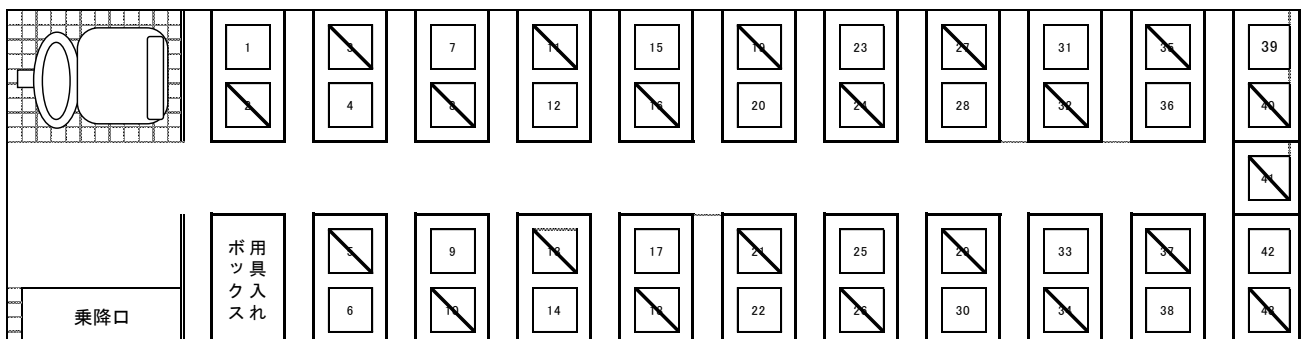
#### (4) スクールバス乗車における対応

児童・生徒等の乗車の際の感染症対策に係る対応等について、予め利用者や保護者に示し、理解を得ること。

スクールバスの利用や契約の状況等を踏まえ、バス会社及び運転員、介助員との情報共有及び連携を行うこと。特に、次の点については役割分担を明確にし、確実にを行うこと。

- 乗車前の手指の消毒や、自宅等での検温を確認できなかった児童・生徒等は、検温を行う。
- 下の例の座席配置のように、過密乗車を避け、座席は左右前後で隣り合わないようにする等、距離を保つ。その実現に努めるとともに、車内での会話を控えることやマスクの着用を指導する。
- マスクの着用が難しい場合には、ビニールカーテンの設置や、フェイスシールドの着用、座席の間隔を十分にとるなどの対応を行う。
- 換気のためにスクールバスの窓を開ける場合には、児童・生徒等の実態を配慮した上で、転落や外へ物を落とすことのないよう細心の注意を払い、定期的な換気を実施する。
- 車内全体の環境衛生管理に努めるとともに、特に多くの利用者が触れる箇所(手すり等)を消毒する。
- スクールバス内において児童・生徒等間の十分な距離を保つために、新たに予算措置したジャンボタクシーを活用するとともに、必要に応じて保護者への送迎を依頼すること。
- 送迎にあたる保護者や放課後等デイサービス等に対して、掲示や依頼等で、マスク着用等の理解・協力を徹底する。

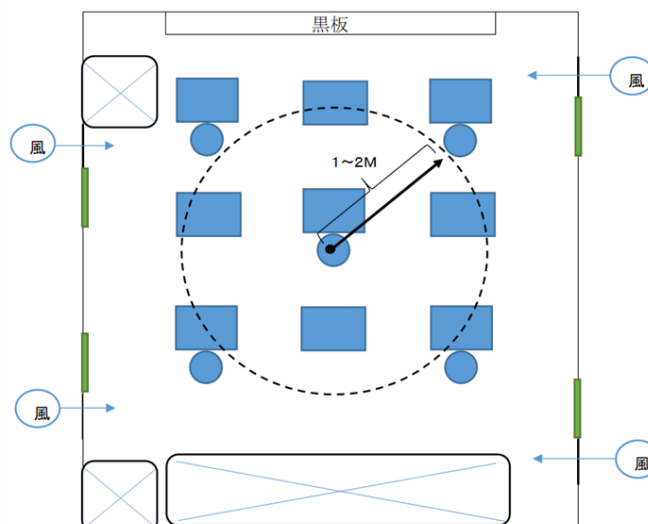
(例) 43人乗りのスクールバスに21人が前後左右で隣り合わないようにする座席配置



## (5) 教室内（特別教室を含む）の環境整備

- 教室等のこまめな換気を実施し、可能であれば2方向の窓を同時に開ける。常時換気が難しい場合には定期的な換気に努める。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。
- エアコン使用時でも外気との入れ替えは必要であり、換気は実施すること。
- 児童・生徒等の席の間の距離を1～2m程度確保し、対面とにならないようにすること。活動によっては座席変更も考えられるため、段階的登校の前にあらかじめ「使用しない机・椅子を撤去する」「床面に印をつけておく」など、児童・生徒等が視覚的に理解できるような工夫をすること。
- 各教室の換気環境を確認するとともに、夏季に行われる授業も見据え、熱中症対策を検討すること。
- 教室やトイレなど、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、随時、消毒液を使用して清掃するなど、環境衛生を良好に保つこと。スプレーを使用し消毒液を噴出すると、ウイルスが飛び散る可能性があるため、布やペーパータオル等を消毒液に浸して使用し、拭き取る際は、一方向に拭き取ること。金属を拭き取る場合は、金属が腐食する可能性があるため、仕上げに水拭きすること。
- 次亜塩素酸ナトリウム消毒液は、様々な細菌、ウイルスに対する広域な抗菌作用があるが、皮膚炎や粘膜刺激を起こすことがあるため、手指や皮膚には使用しないこと。
- 児童・生徒等が使用したティッシュ等は、そのままごみ箱に捨てず、別にすること。ごみは、個々に密閉し、袋を2重にして捨てること。ごみの捨て方について、児童・生徒等に理解させること。
- 体育館等、広く天井の高い部屋でも、児童・生徒等の位置については、一定間隔を保ち、かつ換気を行うようにすること。
- 感染の要因の一つに、物品の共用による接触感染があることから、特別教室を利用する際は、共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒すること。また、使用后、手洗いをするよう指導すること。

### (例) 教室の座席配置



※身体的距離の確保

登校時は、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で、使用していない教室を活用するなどして、児童・生徒等の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましい。

※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約2mの距離まで届くため咳エチケットを行った上で、児童・生徒等同士の距離を1～2m以上保つように座席を配置する。

<参考>

文部科学省令和2年5月1日付け

「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」

(6) 感染防止のための指導

次の3つの視点を中心に、次の表に活動場面別の主な対応や指導例について示す。

- 手洗い、咳エチケットなどを行う理由や想定される場面について、児童・生徒等の理解が促されるよう、視覚的な教材を使用するなど、指導を工夫すること。
- マスクの着用が難しい児童・生徒等や、咳の際に自ら口や鼻を覆うことが難しい児童・生徒等に対しては、マスクの着用以外の手立てを検討すること。例えば、フェイスシールドの着用や、咳をしなくなった場合のルールを決めるなどの工夫をすること。また、教員が介助する際に、必要なタオル等を家庭から多めに準備してもらうことや、教室配置を工夫するなど、実態に応じた対応を行うこと。
- 身体的距離の目安を示したり、出入室の際にすれ違わないようにするために動線を一定にしたりするなど、学校生活全般において指導を工夫すること。

【参考】活動場面別の対応・指導例

活動場面	主な対応・指導例
登校前・登校時	<p>&lt;登校前&gt;</p> <p>児童・生徒等（保護者による指導）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□毎朝、検温及び健康観察を行い、学校等が作成した健康観察票に記録したうえで学校に持参する。（健康観察票は16日間以上保存）</li><li>□発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡した上で、症状がなくなるまで自宅で休養する。</li><li>□同居する家族等が感染又は感染の疑いがある場合は、学校に連絡した上で自宅に滞在する。</li><li>□マスク、ハンカチ・タオルを持参する。共用しないよう指導する。</li><li>□こまめな水分補給のために、飲み物を持参する 等</li></ul> <p>&lt;登校時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□PTAや地域ボランティア等と連携し、登下校の安全指導と、密集回避などの感染防止指導を行う。</li><li>□学年、クラス、地区単位で通学推奨時間を設定するなど、多くの児童・</li></ul>

	<p>生徒等が一齐に昇降口を利用しないよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□児童・生徒等が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒等については、教室に入る前に、検温及び健康観察等を行う。</li> <li>□使用した非接触型以外の体温計は1人ごとにアルコール等で消毒する。</li> <li>□学校で検温等を行う際には、3密を避けられる場所を用意する。</li> <li>□登校した児童・生徒等に発熱等の風邪症状などがある場合には、他の児童・生徒等と接触しない場所で休養させ、保護者との相談の上、必要があれば帰宅とする。</li> <li>□こうした対応は、養護教諭や担任だけでなく、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備しておく 等</li> </ul>
<p>学校生活全般</p>	<p>&lt;うがい・手洗い等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□登校時の教室に入る前や、給食の前後、外から教室に戻る時、トイレの後といった際の、こまめなうがい・手洗い・洗顔を指導する。</li> <li>□基本的には流水と石けんで手洗いをさせる。石けん等に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなど配慮を行う。</li> <li>□手洗いの際、洗い場に集中しないよう指導する。</li> <li>□こまめな水分補給を行うよう指導する。授業中にも水分補給を行うことを認める 等</li> </ul> <p>&lt;換気等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□換気のため、各教室は2方向の窓を開けておく。加えて、出入口のドアも開放したりするなど換気を徹底する。</li> <li>□気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開する。</li> <li>□冷暖房器具を使用する場合も窓を開けた換気を行う。</li> <li>□換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため必要に応じて学校薬剤師と相談し、児童・生徒等の服装についても配慮する。</li> <li>□体育館のような広く天井の高い場所でも、換気を行う 等</li> </ul> <p>&lt;座席配置・マスク着用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□児童・生徒等の座席について、向かい合わせを避け、飛沫がかからないような十分な距離を保つ。</li> <li>□通常もマスクを着用させる。特に、近距離での会話や発声が必要な場合は、マスクの着用を徹底させる 等</li> </ul> <p>&lt;共用部分等の消毒対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□特に多くの児童・生徒等や教職員が手を触れる箇所（蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。（消毒液としては次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用）</li> <li>□次亜塩素酸ナトリウム消毒液（8ページ参照）を使用する場合には、手袋を着用し、消毒後に水拭きを行う。</li> <li>□教材、教具、情報機器等、児童・生徒等間の共用を避けるのが難しいものについては、適宜消毒を行う。また、児童・生徒等に対し、これらを使用する前後には手洗いをするよう指導する 等</li> </ul>

<p>授業時</p>	<p>□感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習活動については、指導計画の順序を変更するなど、当分の間行わない。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動</li> <li>・家庭科における調理等の実習</li> <li>・体育における密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動</li> <li>・児童・生徒等が密集して長時間活動するグループ学習</li> <li>・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童・生徒等が密集して長時間活動する学校行事 等</li> </ul> <p>□各教科で感染防止の工夫・配慮を行う。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験活動などは、身体接触（握手やハイタッチ等）を伴わないように留意。</li> <li>・材料や用具を共同で使ったり、交換したりしないよう留意。共同で扱う場合は、活動の前後に手を洗うこと 等</li> </ul>
<p>給食時</p>	<p>□「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。</p> <p>□当面の配食は教職員が必要最小限の人数で行い、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、配食が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は配食の担当を代えるなどの対応をとる。</p> <p>□配食時のマスク着用を徹底する。</p> <p>□児童・生徒等全員が食事の前の手洗いを行うよう徹底する。</p> <p>□食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔を空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。</p> <p>□配膳の過程を簡略化し、関わる人数や時間を減らす等、感染防止のための工夫を行う 等</p>
<p>休み時間</p>	<p>□休み時間中の行動について、必要なルールを設定する。</p> <p>□学部・部門、学年ごとに始業や終業の時刻をずらし、休み時間に児童・生徒等が接触する機会を減らす。</p> <p>□全校一斉の休み時間は避け、教職員の目が行き届く範囲で、小さな集団で休み時間をとるようにする 等</p>
<p>清掃時</p>	<p>□感染防止の観点から、当分の間は児童・生徒等による清掃活動は実施しない。</p> <p>□教室内の環境維持やごみ処理を行う者の感染リスク低減の観点から、例えば、学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置するなどの工夫を行う。</p>
<p>保健室</p>	<p>□3密防止のため部屋のレイアウトを変更する。</p> <p>□一度に多くの児童・生徒等が来室した際の対応マニュアル等を作成し実行する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>□対応する教職員と来室する児童・生徒等は常にマスクを着用する。</li> <li>□必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を図る。</li> <li>□対応するごとにうがい、手洗い又はアルコール消毒を行う。</li> <li>□ごみは個々に密閉し、袋を二重にして捨てる。</li> <li>□児童・生徒等の発熱等の風邪症状などを確認した場合には、保護者等と相談の上、安全に帰宅させる。学校に留まる際には、他の者との接触を避ける。</li> <li>□ドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごとなど、こまめに消毒液等を使用して清掃する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>学校図書館</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□基本的には他の教室同様の感染防止策を講じる。</li> <li>□読書や学習用の座席について、対面や近距離とならないような配置に変更する。</li> <li>□一度に多くの児童・生徒等が集まることがないように、例えば学年ごとに利用時間を区切るなど制限する。</li> <li>□貸出しの際に近距離で対面することがないように、貸出し方法を変更する。</li> <li>□本を扱った後の手洗いを徹底する。</li> <li>□開館する時間帯には教職員が必要な対応・指導を行う 等</li> </ul>

#### 4 教育活動の段階的再開と学習指導について

##### (1) 教育活動の段階的再開について

- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差短縮など段階的に行っていく。
- 特別支援学校の児童・生徒等については、活動や外出を制限していたことにより、体力や運動機能、免疫力の低下が想定される。
- 基礎疾患等のある児童・生徒等が多く在籍している特別支援学校においては、段階的に通学や学校生活に心身を慣らしていくことが大切である。
- こうした観点から、準備期間や分散登校、時差短縮など、段階的に再開していくこととするが、併せて、特別支援学校における教育の特性として、
  - ①児童・生徒等の体調管理のための夏季休業期間の一定の確保
  - ②「日常生活の指導」としての給食指導
 に留意していく必要がある。  
 また、高等部知的障害教育部門の生徒の多くが、自力通学をしているため、通学時の感染症防止の対応が必要である。さらに、3年生は限られた期間での進路決定を着実に図っていく必要がある。
- 各段階の期間等については、次に示す期間を想定しているが、県内の感染状況等や国の動向等により、変更する場合がある。

### 【教育活動の段階的再開の概要】

再開の段階	期間	教育活動の概要	5/31 解除 の場合
1 準備期間 (ガイダンス登校)	1 週間程度	学年や障がい部門ごとに1日の登校を設定 未実施校は入学式を予定	6/1 (月) ～5 (金)
2 分散登校Ⅰ 週1～2回登校 (高等部3年2回)	2 週間程度	学部・部門、学年、通学形態別等による分散登校 登校以外は家庭学習	6/8 (月) ～19 (金)
3 分散登校Ⅱ 週2～3回登校 (高等部3年3回) (給食あり)	2 週間程度	学部・部門、学年、通学形態別等による分散登校 給食指導後、14時目安で下校	6/22 (月) ～7/3 (金)
4 時差短縮Ⅰ 全児童・生徒等登校 (給食あり)	1ヶ月程度	時差登校で全児童・生徒等が登校	7/6 (月) ～31 (金)
夏季休業	3 週間程度		8/1 (土) ～23 (日)
5 時差短縮Ⅱ 全児童・生徒等登校 午前授業	1 週間程度	夏季休業明けのため午前授業	8/24 (月) ～28 (金)
6 通常登校 全児童・生徒等登校 (給食あり)	—	登下校時刻は通常通り	8/31 (月) ～

※分散登校…3密を避けるため、学部・部門、学年、通学形態別等にグループを分けた上で、それぞれが定められた日、時間において登校する方法。

※時差登校…自力通学の公共交通機関の混雑や昇降口における「3密」を避けるために、スクールバス、自家用車、ジャンボタクシー、自力通学等時差をつけて登校を設定する方法。

※短縮授業…長時間の集団生活を避けるため、1日の授業時間数を削減し、学校における活動時間を短縮する方法。



## (2) 準備期間について

再開の段階	期間	教育活動の概要
準備期間 (ガイダンス登校)	1週間程度	学年や障がい部門ごとに1日の登校を設定 未実施校は入学式を予定

### ア 考え方

- 教育活動の再開に当たり、児童・生徒等の健康状態の把握や、その後の教育活動について、保護者と相談等を行うための期間とする。

### イ 実施形態

- 教育活動再開に向けて、全教職員で一日の流れや受け入れ態勢等、共通理解を図る。
- 校内の消毒や教室整備など、分散登校に向けた準備を行う。
- 学習活動を円滑にスタートさせるために、1日の登校を設ける。

### ウ 実施上の留意点

- 家庭学習の用意や授業で使う教材等、再開に必要な準備を行うこと。
- 登校時における児童・生徒等の健康状態の把握や、その後の教育活動について、保護者と相談を行うこと。

### (3) 分散登校 I について

再開の段階	期間	教育活動の概要
分散登校 I 週 1～2 回登校 (高等部 3 年 2 回)	2 週間程度	学部・部門、学年、通学形態別等による分散登校 登校以外は家庭学習

#### ア 考え方

○児童・生徒等は、臨時休業に伴い体力や運動機能、免疫力の低下が想定される。まずは、事故やけが、感染のリスク等が起こらないよう教職員の体制を十分に整え、一度に登校する人数を限定して、教育活動を再開する。

○登校しない日については、家庭学習を継続する。

○分散登校期間中の居場所について。登校する日以外に保護者が仕事を休めない場合等で、自宅に一人で過ごすことができない児童・生徒等については、福祉事務所と連携した上で、地域の障害福祉サービス等も活用して、日中の「居場所」の確保に取り組む。それでもなお、居場所の確保ができない場合は、当該児童・生徒等の安全確保という観点から、各特別支援学校において、多くの児童・生徒等が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、学校の教育活動とは別に学校に「居場所」を設けることとする。

なお、学校における「居場所」の開設に当たっては、児童・生徒等の安全を最優先し、各学校に設置した相談窓口等により、「居場所」についての各保護者の要望や意向を把握するとともに、学校と保護者と関係機関が連携し柔軟に対応する。

#### イ 実施形態

○次の例に示すように、分散登校を行う。

##### (例)【200 名規模の小・中・高 知的・肢体併置校】

全児童・生徒等人数の 2 割～3 割程度

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
知的高 3 A 棟 3 階	知的高 2 B 棟 3 階	肢体小・中 B 棟 1 階	知的小高 B 棟 2 階	知的高 1 B 棟 3 階
肢体高 B 棟 1 階	知的中 1 A 棟 3 階	知的小低 B 棟 2 階	知的高 3 A 棟 3 階 肢体高 3 B 棟 1 階	知的中 2・3 A 棟 2 階・3 階

#### ウ 実施上の留意点

○学部・部門、学年別の登校にして、特別教室等も使用しながら、児童・生徒等の距離を確保し（おおむね 1～2 m）、対面とならないような形で教育活動を行うこと。

○登校時間の異なる学部・部門を組み合わせ、自力通学する児童・生徒等は時差通学をする等、昇降口やスクールバス車内、路線バス車内等の 3 密化を防ぐこと。

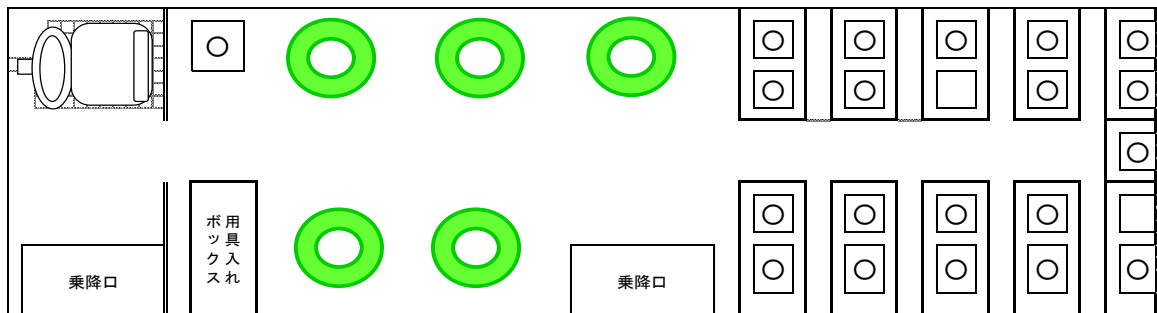
○スクールバス内において児童・生徒等間の十分な距離を保つために、新たに予算措置したジャンボタクシーを活用するとともに、必要に応じて保護者への送迎を依頼する

こと。

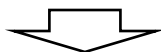
○登校する学部・部門の使用する校舎や階を分けることにより、登下校時や休み時間等に児童・生徒等同士の接触する機会を減らす。

○高等部3年は優先的に登校し、進路指導を実施する。(網かけ木曜日)

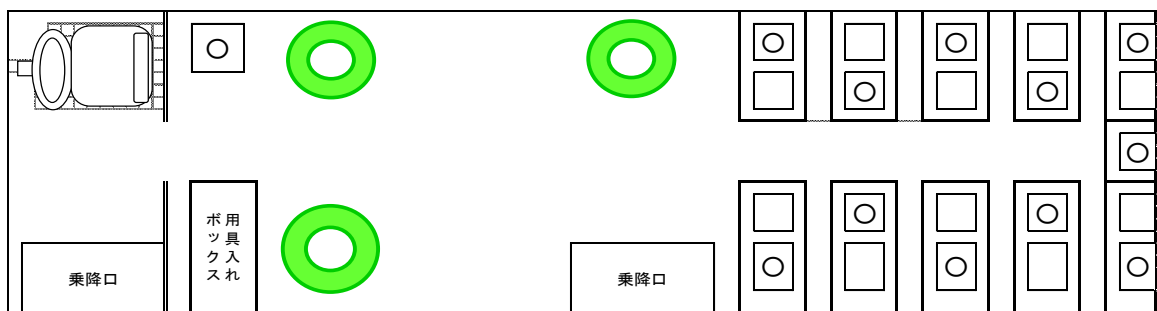
(例)【スクールバスの通常の座席】(27名乗りに25名が乗車)



○ ……車いす



(例)【スクールバスの感染対策後の座席】(27名乗りに15名が乗車)



○ ……車いす

#### (4) 分散登校Ⅱについて

再開の段階	期間	教育活動の概要
分散登校Ⅱ 週2～3回登校 (高等部3年3回) (給食あり)	2週間程度	学部・部門、学年、通学形態別等による分散登校 給食指導後、14時目安で下校

##### ア 考え方

- 児童・生徒等の身体が学校生活に慣れてきたところで、分散登校を週2回～3回行う。
- 給食指導を開始する。

##### イ 実施形態

- 次の例に示すように、分散登校を行う。

##### (例)【200名規模の小・中・高 知的・肢体併置校】

全児童・生徒等人数の5割程度

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
知的高3 A棟3階	知的高2 B棟3階	知的高1 B棟3階	知的高2 B棟3階	知的高1 B棟3階
肢体高 B棟1階	知的小 B棟2階	知的中 A棟2階・3階	知的小 B棟2階	肢体小・中 B棟1階
知的中 A棟2階・3階	肢体小・中 B棟1階	知的高3 A棟3階	肢体高 B棟1階	知的高3・肢体 高3

##### ウ 実施上の留意点

- 学部・部門、学年別の登校にして、特別教室等も使用しながら、児童・生徒等の距離を確保し（おおむね1～2m）、対面とならないような形で教育活動を行うこと。
- 登校時間の異なる学部・部門を組み合わせ、自力通学する児童・生徒等は時差通学をする等、昇降口やスクールバス車内等の3密化を防ぐこと。
- スクールバス内において児童・生徒等間の十分な距離を保つために、新たに予算措置したジャンボタクシーを活用するとともに、必要に応じて保護者への送迎を依頼すること。
- 休み時間等に児童・生徒等同士が接触する機会を減らすために、学部・部門ごとに授業の開始や終了時刻を変える等の工夫をすること。
- 高等部3年は優先的に登校し、進路指導を実施する。（網かけ金曜日）
- 給食指導については、「6 学校給食の実施について」を参照。

### (例) 分散登校Ⅱ（給食あり）における給食指導

教室における給食指導の例を示す。

- 通常は、食堂で他学部、他部門等と一斉に給食をとるが、大きな集団を避ける対策として、教室において3つのエリアに分けた対応である。
- なお、この対応は、「時差短縮Ⅰ全児童・生徒等登校」以降も継続することで、児童・生徒等に関わる人数を制限し、接触を減らすこととなる。

#### 【高等部肢体不自由教育部門 生徒8名 担任5名】

内訳

対象	表記	人数	場所
介助が必要な生徒	㊦	4名	教室
医療的ケアが必要な生徒	㊧	3名	
自分で食べられる生徒	㊨	1名	

#### 【指導や支援に当たる教職員11名の主な役割】

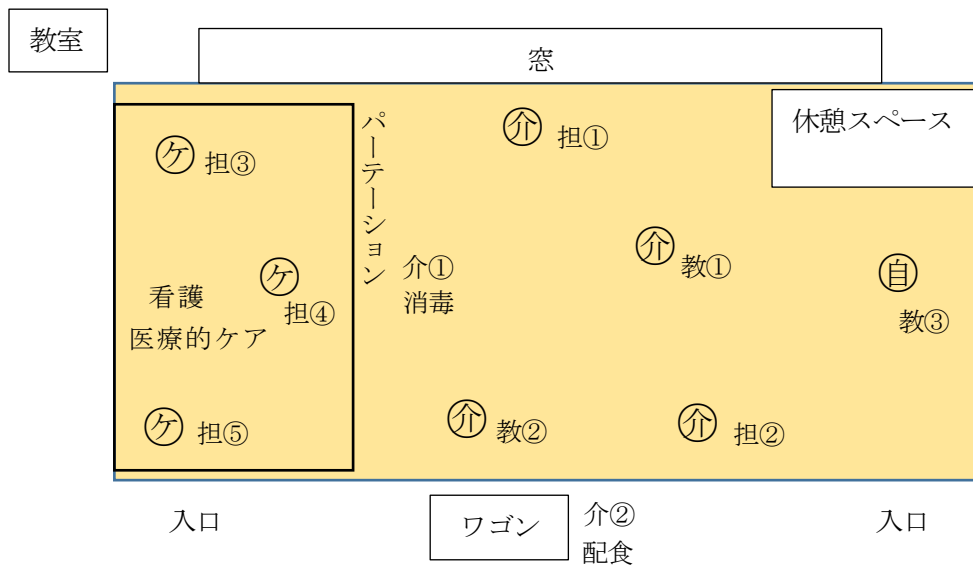
内訳

教職員	表記	人数	主な役割
担任①②	担①②	2名	介助が必要な生徒の指導
担任③～⑤（認定担当教員）	担③～⑤	3名	医療的ケアが必要な生徒への指導
担任以外の教員①②	教①②	2名	介助が必要な生徒の指導
担任以外の教員③	教③	1名	自分で食べられる生徒の指導
給食介助員①②	介①②	2名	配食及び教室等の消毒
看護師①	看護	1名	医療的ケアの実施・指導

- 指導や支援に当たる教職員は、通常であれば担任5名や看護師、給食介助員を中心に指導に当たっているが、分散登校時においては、担任以外の教職員の役割を設けている。
- 担任は、食事前の手洗いや消毒の徹底、座席配置等の指導を行うが、必要最小限の人数で配食をしたり、食堂からワゴンで食缶を運んだりすることが必要になるため、担任以外の教職員と連携しながら給食指導に当たる必要がある。

次に、教室移動や他の集団との接触に係るリスクを避けるため、教室で給食指導を行う際の対応の例を示す。

## 【感染リスクを避けるための教室内における給食指導】



- 床に敷いているマットを畳む等、広い空間を確保し、生徒の身体的距離を確保する。
- 一人の生徒に関わる教職員の人数を最低限にすることで、感染リスクを減らすこと。
- 教職員は、マスクを着用し、指導中は自身の喫食をしないこと。
- 座席配置は、生徒同士が対面にならないようにすること。また、摂食指導時に咳等による飛沫の拡散が考えられる場合は、隣同士の仕切りやパーティションの設置、フェイスシールド等の使用を検討すること。なお、使用前後は消毒を徹底すること。
- 給食中も、こまめに換気を行うこと。

### (5) 時差短縮 I について

再開の段階	期間	教育活動の概要
時差短縮 I 全児童・生徒等登校 (給食あり)	1ヶ月程度	登校時は時差登校で全児童・生徒等が登校

#### ア 考え方

- 分散登校とは異なり、全ての児童・生徒等が一定時間、学校内で活動する。  
身体的距離の確保（概ね1～2m）や、自力通学の児童・生徒等に時差通学、スクールバス車内の3密化の解消の取組等について、より徹底していく必要がある。

#### イ 実施形態

- 全員が登校、時差通学

#### ウ 実施上の留意点

- 給食の時間を含めた1日の流れについて例を示す。
- 給食指導に当たっては、一人の生徒に関わる教職員の人数を最低限にする、特別教室等を活用するなど十分な身体的距離を確保する、教職員はマスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。
- 各学校の実情に応じて、例をもとに工夫した取組を行うこと。

(例)【登下校や給食の場面を含む1日の流れ】(200名規模の知的・肢体併置校)

場面	時間	知的障害教育部門			肢体不自由教育部門			検温・消毒等 感染症防止対策
		小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	
登校	8:45	ジャンボタクシー 保護者自家用車						* 教員通勤服から着替え ○ 連絡帳で体温確認 ○ 適宜検温
	9:00	スクールバス	スクールバス		スクールバス	スクールバス	スクールバス	○ マスク・手洗い・消毒 ○ 通学服から着替え
	9:30		自力時差	自力時差			自力時差	○ 通学動線の消毒 ○ トイレ介助マスク・手袋
午前	10:00	始業や終業時刻、移動の動線をずらし 休憩時間等に児童・生徒等が接触する機会を減らす						○ エアコン+換気徹底 ○ 熱中症予防 ○ 手洗い・消毒 ○ トイレの消毒 ○ トイレ介助マスク・手袋
給食 準備	11:10 ～	食堂や空き教室、特別教室等で配膳						○ 検温(必要に応じて) ○ 手洗い・消毒 ○ 配膳時マスク着用 ○ 配膳教員の固定 ○ 食事介助マスク・手袋
		教員配食			教員配食			
給食 指導	12:50		教員配食			教員配食	教員配食	特別教室等の活用や配食の時間差など、過密化や接触の機会を減らす
片付 清掃 昼休	～ 13:15	片付や清掃の時間をずらし、過密化、接触の機会を減らす						○ 歯磨き介助マスク・手袋 ○ トイレ介助マスク・手袋 ○ 手洗い・消毒 ○ トイレの消毒 ○ 移動動線の消毒
午後	13:20	始業や終業時刻、移動の動線をずらし 休憩時間等に児童・生徒等が接触する機会を減らす						○ エアコン+換気徹底 ○ 熱中症予防
下校 ①	13:50	スクールバス 放デイ	自力時差 路バス①		スクールバス 放デイ			○ 放課後デイサービス前 に適宜検温 * 発熱時は保護者迎え ○ マスク・手洗い・消毒 ○ 運動服から着替え ○ 通学動線の消毒 ○ トイレ介助マスク・手袋
	13:55		スクールバス 放デイ			スクールバス 放デイ	自力時差 路バス①	
	14:00			放デイ			スクールバス 放デイ	
下校 ②	14:05			自力時差 路バス②				
	14:10	保護者	保護者		保護者	保護者		
	14:15			保護者			保護者	
下校 ③	14:30			自力時差 路バス③				
放課後	14:40	各教室等の消毒						* 教員通勤服に着替え



**(例) 時差短縮Ⅰ 全児童・生徒等登校（給食あり）における給食指導**

教室における給食指導の例を示す。

- 通常は、食堂で他学部、他部門等と一斉に給食をとるが、大きな集団を避ける対策として、2つの教室に分けた対応である。
- なお、この対応は、「通常登校」においても継続することで、児童・生徒等に関わる人数を制限し、接触を減らすこととなる。

**【高等部知的障害教育部門 生徒9名 担任3名】**

内訳

対象	人数	教室等
自分で食べられる生徒	5名	教室
介助が必要な生徒	3名	多目的室
医療的ケアが必要な生徒	1名	

**【指導や支援に当たる教職員7名の主な役割】**

内訳

教職員	表記	人数	主な役割
担任①	担①	1名	自分で食べられる生徒の指導
担任②	担②	1名	介助が必要な生徒の指導
担任③	担③	1名	医療的ケアが必要な生徒への指導
担任以外の教員	教①	1名	配食、介助が必要な生徒の指導、消毒
給食介助員①	介①	1名	配食、教室等の消毒
給食介助員②	介②	1名	配食、ケアルーム等の消毒、食堂の食缶受取
看護師	看護師	1名	医療的ケアが必要な生徒へのケア

- 指導や支援に当たる教職員は、通常であれば担任3名と看護師で対応しているが、「時差短縮Ⅰ 全児童・生徒等登校」においては、担任以外の教職員の役割を設けている。
- 担任は、食事前の手洗いや消毒の徹底、座席配置等の指導を行うが、必要最小限の人数で配食をしたり、食堂からワゴンで食缶を運んだりすることが必要になるため、担任以外の教職員と連携しながら給食指導に当たる必要がある。

次に、教室移動や他の集団との接触に係るリスクを避けるため、2つの教室で給食指導を行う際の対応の例を示す。

### 【給食指導の流れ】

	【教室】	【多目的室】	
	自分で食べられる生徒（5名）	介助が必要な生徒（3名）	医療的ケアが必要な生徒（1名）
11:50	準備 ・担①は指導 ・介①は消毒・配食	準備 ・担②は指導 ・教①は消毒・配食	準備 ・担③と看護師は指導 ・介②は消毒・配食
12:10	食事 ・担①は指導 ・介①は食堂消毒へ	食事 ・担②と教①は指導	食事 ・担③と看護師は指導 ・介②は食堂の食缶受取へ
12:40	片付・歯磨き等 ・担①と教①は指導 ・担②は喫食 ・介①は清掃・消毒		食後の休憩 ・担③は喫食 ・介②は清掃・消毒
12:50	排泄・歯磨き等 ・担任①②③は指導 ・見守教員①は多目的室の清掃・消毒等 ・介助員①②は食堂へ食缶返却と清掃・消毒		
13:00	休み時間・午後の準備 ・担②③は指導 ・担①は喫食 ・教①は校内の巡回・消毒作業後、適宜食事をとる		

- 2つの教室に分かれて給食指導に当たること、大きな集団を避け、一人の生徒に関わる人数を最低限にすること。
- 看護師は、感染症対策を十分に行った上で各教室等を巡回し、医療的ケアの必要な生徒への対応を行うこと。
- 生徒に関わるのは、限定した教職員とし、教室間の移動は避けること。
- 教職員は、マスクを着用し、指導中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。
- 教職員の食事は、別室でとることとする。
- 教室等の清掃や消毒、他学部の食缶の受け渡し等に当たる給食介助員は、生徒の介助を行わないこととする。
- 担任以外の教員は、校内の巡回や消毒作業に当たること。

## 5 学習評価について

### (1) 家庭学習の評価とカリキュラム・マネジメント

○特別支援学校においては、主に3つの教育課程を編成している。臨時休業中の学習については、個別教育計画に基づき、児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズにあった課題等を家庭学習として提供している。その家庭学習の成果を、学校の教育活動再開後の学習につなげていくには、次の点に留意すること。

#### (例) 小・中・高等学校に準ずる教育課程

○学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

<要件>

- ①教科等の指導計画に照らして適切に位置づくものであること。
- ②教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

<参考>

文部科学省通知令和2年4月10日付け

「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」

○家庭学習については、①その後の授業で取り扱わないもの、②その後の授業で取り扱うものの2つの内容がある。①②共に、指導計画への適切な位置付けや、学習状況及び成果を適切に把握することが必要である。教育活動の再開に当たり、まずは家庭学習での取組状況を把握し、評価する。②について、例えばその後の授業で取扱う単元（題材）の一部を課している場合は、観点別学習評価の「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」のうちの一部を評価したり、その後の授業の学習状況と合わせて評価したりすることが考えられる。

○例えば、国語の課題で音読を課した場合には、授業等で音読を行わせるとともに、発問やペーパーテストにより児童・生徒等の読み取った内容を把握することもできる。その結果を学習の基盤となる資質・能力のうち、言語能力の「思考・判断・表現」として、算数などの関連する各教科における学習に反映させることができる。

○次に評価における留意点を示す。

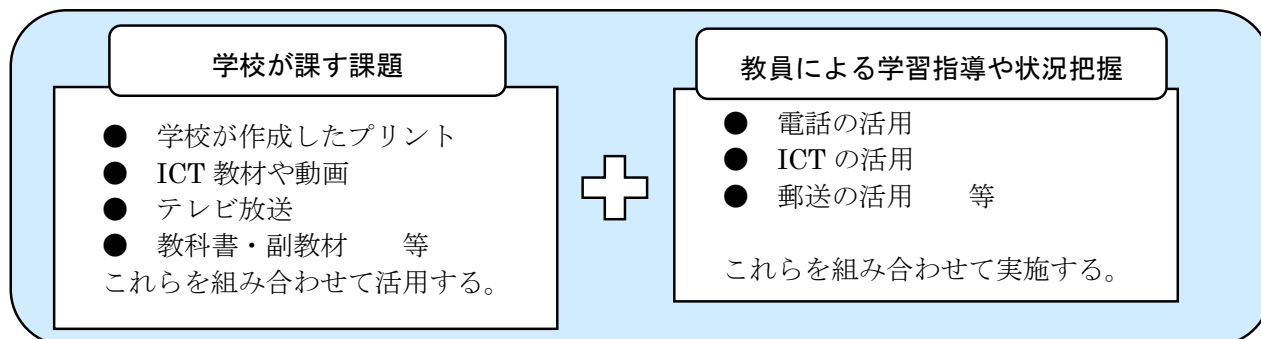
- ・育成を目指す資質・能力の三つの柱で家庭学習の評価と各教科等との関連を確かめ、カリキュラム・マネジメントの視点による教育課程の再編成等に反映させること。
- ・家庭学習の状況及び成果を把握する際には、課題の成果物からのみ判断するのではなく、登校してからの学習状況確認のための小テストの実施、児童・生徒等自身によるノートへの学びの振り返りの記録なども活用すること。

小・中・高等学校に準ずる教育課程

臨時休業に係る学習の進め方のイメージ

① 臨時休業中の家庭学習

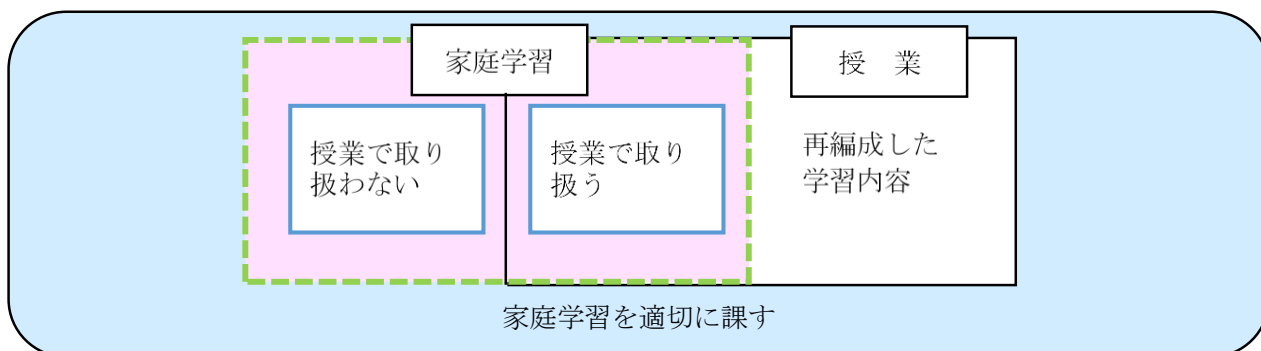
学校が課題を課し、生徒の学習を指導・支援する。



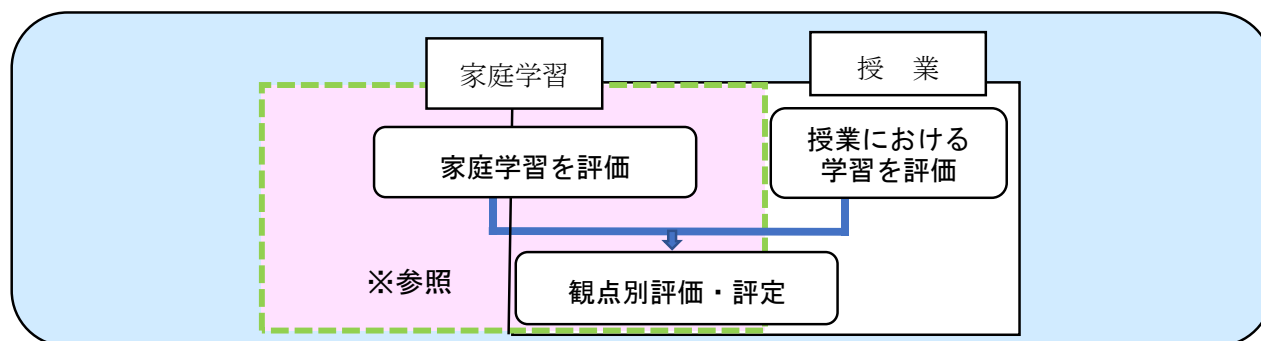
② 教育活動再開後の学習指導

教材を活用して学習指導を行い、学習状況を把握して必要な手立てを講じた上で、適切に学習状況・成果を評価する。

○ 指導（家庭での学習状況を把握）



○ 評価



※ 臨時休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えた特例的な措置

学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

<要件>

① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること

② 教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること

参考：文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日）2 文科初第87号 抜粋

**(例) 知的障害のある児童・生徒等の教育を行う特別支援学校における各教科等の教育課程**

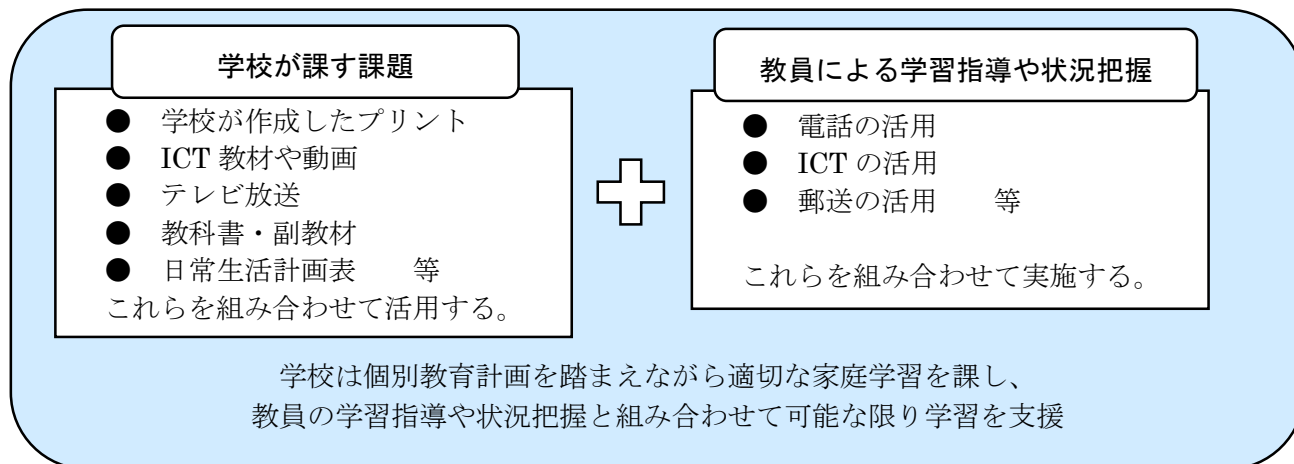
- 家庭学習については、①その後の授業で取り扱わないもの、②その後の授業で取り扱うもの2つの内容がある。①②共に、指導計画への適切な位置付けや、学習状況及び成果を適切に把握することが必要である。教育活動の再開に当たり、まずは家庭学習での取組状況を把握し、評価する。②について、例えばその後の授業で取り扱う単元（題材）の一部を課している場合は、観点別学習評価の「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」のうちの一部を評価したり、その後の授業の学習状況と合わせて評価したりすることが考えられる。
- 例えば、高等部知的障害教育部門の保健体育科の課題で、正しい手洗い・うがい・マスクの着用の方法を家庭学習に課した場合には、教育活動再開後の行動観察等で「できた・できない」を「知識・技能」の観点として見るだけでなく、授業での話し合いや学習カード等の記述内容から個人内評価を行うことができる。また、その後の学校生活における手洗い等の行動観察等から「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」についても評価することができ、適切に本人にフィードバックすることで、児童・生徒等自身の学習意欲の向上につなげることも重要である。さらに、話し合いの活動を国語等と関連させたり、主体的に感染症防止に取り組む姿と他の教科等における問題発見・解決能力とを結び付けたりして、長期目標等の評価につなげることもできる。
- 次に評価における留意点を示す。
  - ・育成を目指す資質・能力の三つの柱で家庭学習の評価と各教科等との関連を確かめ、カリキュラム・マネジメントの視点により、個別教育計画や個別の指導計画、教育課程の再編成等に反映させること。
  - ・家庭学習の状況及び成果を把握する際には、課題の成果物からのみ判断するのではなく、ペーパーテストや、児童・生徒等や保護者に課題に取り組んだ様子を聞き取るなど、学習状況を把握し、個別教育計画や個別の指導計画に基づく評価を行うこと。

知的障害のある児童・生徒等の教育を行う特別支援学校における各教科等の教育課程

**臨時休業に係る学習の進め方のイメージ**

① 臨時休業中の家庭学習

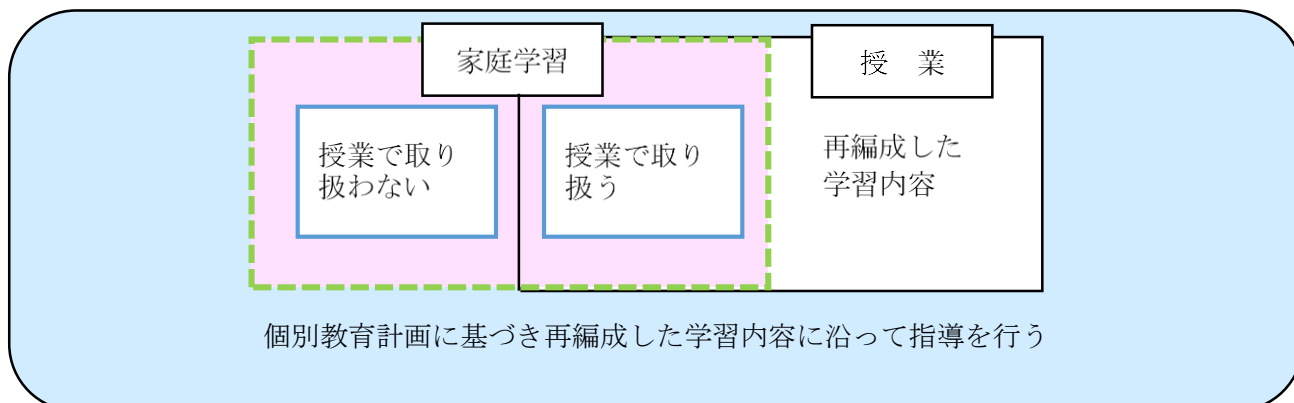
学校が課題を課し、生徒の学習を指導・支援する。



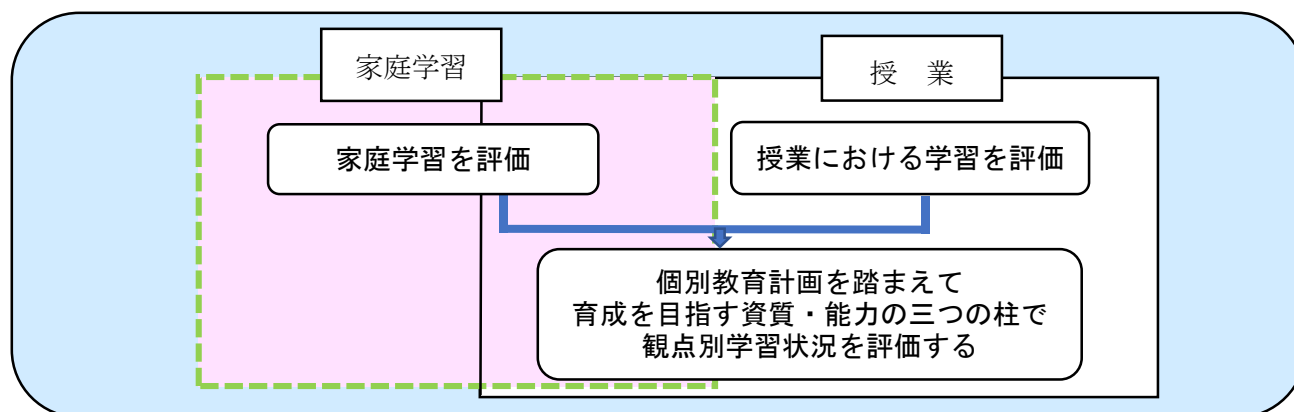
② 教育活動再開後の学習指導

教材を活用して学習指導を行い、学習状況を把握して必要な手立てを講じた上で、適切に学習状況・成果を評価する。

○ 指導（家庭での学習状況を把握）



○ 評価



## (例) 自立活動を主とした教育課程

○家庭学習については、①その後の授業で取り扱わないもの、②その後の授業で取り扱うもの2つの内容がある。①②共に、指導計画への適切な位置付けや、学習状況及び成果を適切に把握することが必要である。教育活動の再開に当たり、まずは家庭学習についての取組状況を把握し、個別の指導計画に基づいて児童・生徒等に何が身についたかという成果を捉え評価する。②については、例えばその後の授業で取り扱う単元(題材)の一部を課している場合は、その課題について評価したり、その後の授業の学習状況と合わせて評価したりすることが考えられる。

○例えば、自立活動の内容から「コミュニケーション」「環境の把握」「身体の動き」を選択し、相互に関連付けて、音楽に合わせて体を動かすことや、筋緊張を緩める運動を家庭学習に課した場合には、保護者に記録用紙を渡して様子を記録してもらい、登校してから聞き取ることで、学習状況を確認する。学習当初の緊張している様子や学習の積み重ねの中での慣れていく様子が分かれば、さらに、いつ・どんなときに・何が手がかりとなって慣れていったのかを検証する。その際には、再度保護者から聞き取ったり、学校で課題を再現したりすることが必要となる。「慣れた」ということを「活動の見通しを持つことができた」と解釈した場合には、「環境の把握」としての大人からの言葉かけや身体的な働きかけ、音楽という情報を、自分から腕を伸ばそうとするなどの「身体の動き」として評価できる。「環境の把握」について整理した内容は、各教科等との関連を持たせ、教育計画を再考するなど、教育活動全体への関連を図ることが必要である。

○次に評価における留意点を示す。

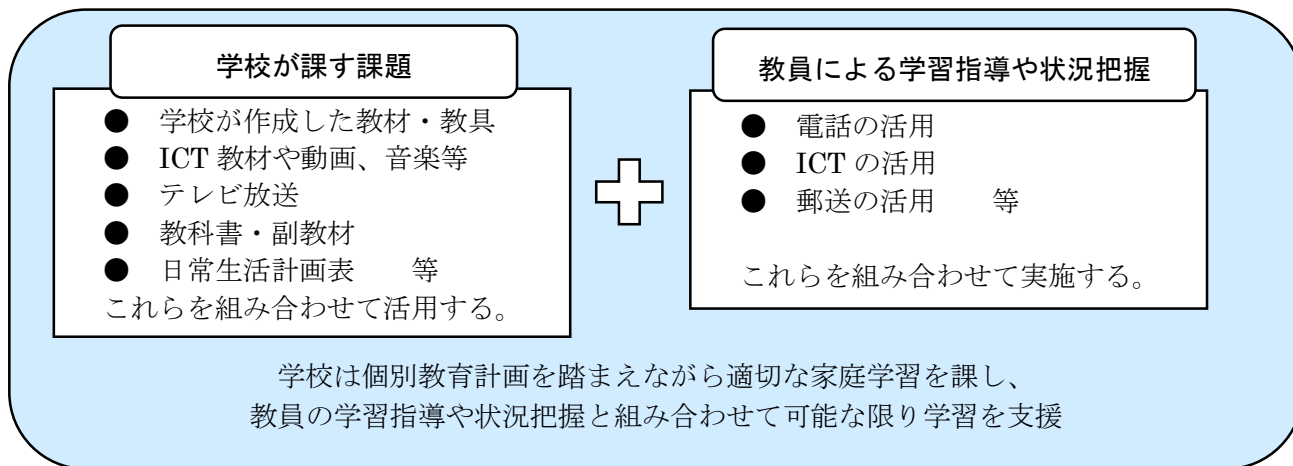
- ・一つの活動について、選定した複数の自立活動の内容・項目の関連とともに、育成を目指す資質・能力の三つの柱や各教科等との関連も併せて評価する教育活動全体捉えた視点を持つこと。
- ・育成を目指す資質・能力の三つの柱で家庭学習の評価と各教科等との関連を確かめ、カリキュラム・マネジメントの視点による個別教育計画や個別の指導計画、教育課程の再編成等に反映させること。
- ・家庭学習の評価は、保護者からの聞き取りや記録だけでなく、学校の教育活動再開後に、場面や関わる人を変えて活動を再現すること等で適切に行い、その後の教育活動に反映させること。なお、長期の臨時休業に伴い、学校生活の環境やリズムに慣れるまでに時間がかかることが予想されることから、すぐに家庭学習のみの評価をするのではなく、一定の期間を要して評価すること。

## 自立活動を主とした教育課程

### 臨時休業に係る学習の進め方のイメージ

#### ① 臨時休業中の家庭学習

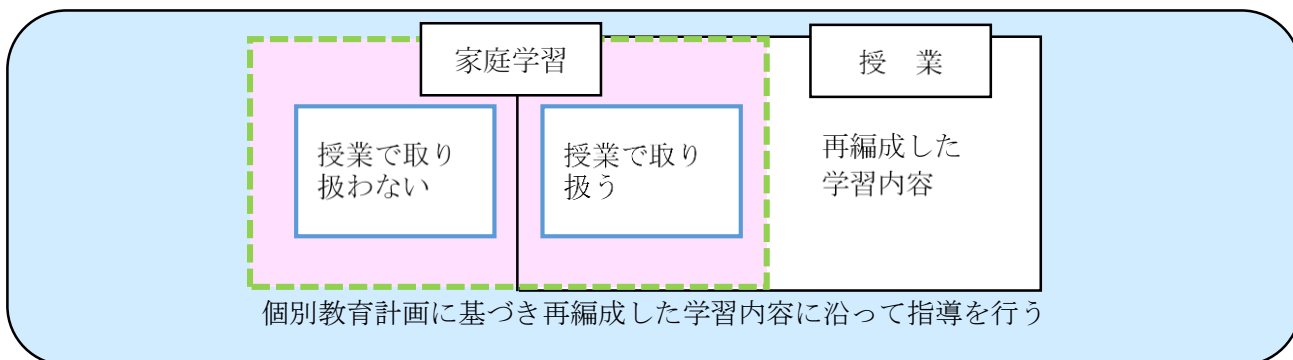
学校が課題を課し、生徒の学習を指導・支援する。



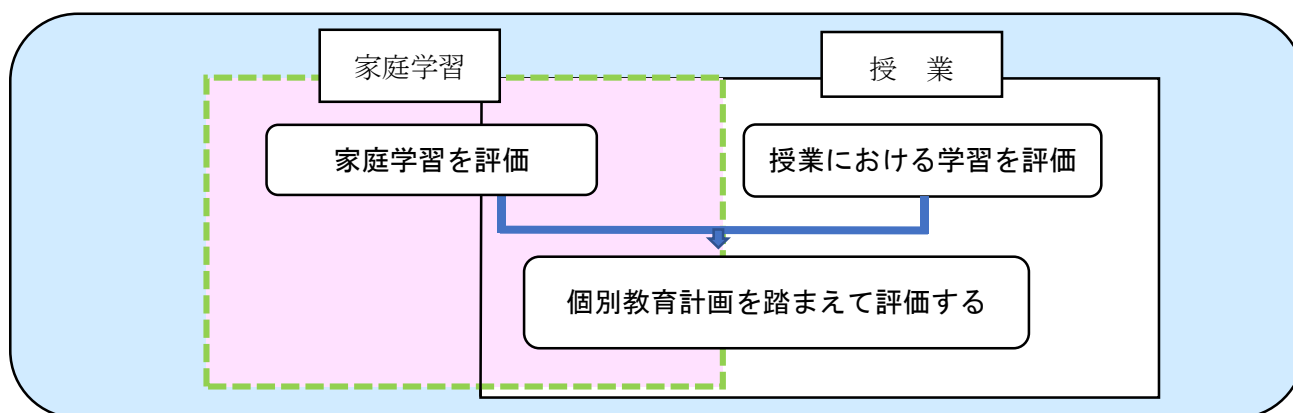
#### ② 教育活動再開後の学習指導

教材を活用して学習指導を行い、学習状況を把握して必要な手立てを講じた上で、適切に学習状況・成果を評価する。

##### ○ 指導（家庭での学習状況を把握）



##### ○ 評価





## (2) 指導要録の記載について

- 平成 22 年 5 月 11 日の文部科学省通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、授業日数には含まないものとして記録を行うこと。
- 分散登校により、登校とした学部・学年は授業日数に含み、出欠席を記録する。一方、登校ではない学部・学年は授業日数には含まれず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- やむを得ず登校できない次の場合は、「出席停止・忌引等の日数」として扱い、欠席日数として記録しない。
  - ・児童・生徒等の感染が判明した場合、又は児童・生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - ・児童・生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - ・医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等について、文部科学省事務次官通知に示す内容に従い、登校すべきでないと判断された場合
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、保護者から学校を休ませたい等の相談を受け、校長が「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として認めた場合

### <参考>

文部科学省令和 2 年 3 月 24 日付け

「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について（通知）」

【出欠席の取扱いと児童・生徒等指導要録の記載】

	出欠席の取扱い	児童・生徒等指導要録の記載
罹患した児童・生徒等	感染者は治癒するまで「出席停止」	学校保健安全法第 19 条による出席停止○日
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」（2 週間程度）	学校保健安全法第 19 条による出席停止○日
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」又は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	「出席停止」の場合…「学校保健安全法第 19 条による出席停止○日」 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」の場合…校長が出席しなくてもよいと認めた日○日
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により学校医等と相談の上「出席停止」	学校保健安全法第 19 条による出席停止○日
基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等	主治医や学校医に相談の上、保護者からの申出により、「出席停止」又は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	「出席停止」の場合…「学校保健安全法第 19 条による出席停止○日」 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」の場合…校長が出席しなくてもよいと認めた日○日
上記以外の児童・生徒等の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」	※備考欄には何も記載しない。 なお、新型コロナウイルス感染症に伴い、学校保健安全法第 20 条による臨時休業を○日行ったことについて、別紙に記載し、学級単位で添付しておく。

## 6 学校給食の実施について

学校給食については、調理場の衛生管理体制を整えることはもとより、登校再開後の児童・生徒等の状況に応じて、感染防止策を講ずること。

### (1) 厨房の衛生管理等

- 「学校給食衛生管理基準」に基づき、調理作業や配食等を行うよう、改めて徹底すること。調理場の洗浄、消毒に当たっては「調理場における洗浄・消毒マニュアル」等の各種マニュアルも参考にすること。
- 学校給食従事者は、「学校給食衛生管理基準」に基づき健康状態を点検し、個人別に記録し、保存すること。
- 食物アレルギー対応や食形態など、一人ひとりの児童・生徒等に必要な配慮について、確実に対応すること。

### (2) 給食時間の衛生管理等

#### ア 教室内・食堂等の環境整備等に関する留意点

- 特別教室等を活用するなど、十分な間隔を確保した喫食をすること。  
(例：間隔を示すマーキングをするなど、児童・生徒等に対して視覚的に示す)
- 机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ空けて、飛沫を飛ばさないよう会話を控えること。
- 状況に応じて、衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。

#### イ 配食の過程に関する留意点

- 当面の配食は教職員が必要最小限の人数で行うこと。
- 配食を行う者は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。また、点検結果は個人別に記録し、保存すること。
- 配膳の過程を簡略化し、関わる人数や時間を減らす等、感染防止のための工夫を行うこと。(※)

※通常の学校給食の実施に困難がある場合には、以下のような献立の工夫が考えられる。

- (例)・可能な限り品数の少ない献立で適切な栄養摂取ができるようにする
  - ・分散登校の際の事故防止のために、1週間同じ献立とする
  - ・配膳を伴わないパン、牛乳等を提供する 等

- ワゴン等を活用し、複数の教室に分散して喫食をすること。
- 児童・生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底すること。手洗いは、水と石けんを使用し、十分に水で洗い流した後、清潔なタオルやペーパータオルでよくふき取り乾かすよう、児童・生徒等の実態に合わせ、分かりやすく指導すること。
- 流水での手洗いが難しい場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用すること。

#### ウ 介助者に関する留意点

- 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。
- 児童・生徒等に、対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用すること。

### (3) その他

- 衛生管理上の観点から学校給食の持ち帰りは、原則行わない。
- 給食開始後一定期間は、分散登校による食数変更や食物アレルギーへの対応、食形態への対応等に特に注意し、1週間同じ献立とするなど、臨機応変に対応すること。

## 7 校内の清掃について

- 感染防止の観点から、「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の間中は、児童・生徒等による清掃活動を行わないこと。ただし、教室内の環境維持とごみ処理を担う者の感染リスクの低減の観点から、教室にごみ箱を置かず学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置するなどの工夫を行うこと。(使用済みのマスクの扱い等には十分注意すること。)
- 特に、「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の間中に校内の清掃を教職員が行う場合は、必ずマスクや手袋を着用するとともに、ごみを回収する際は、ビニール袋を密閉して縛るよう留意すること。また、マスクや手袋をはずした後は、必ず石けんと流水で手を洗うこと。
- トイレの清掃に当たっては、通常のコleaningに準じて行うこととするが、多数の児童・生徒等が触れる場所については、清拭消毒を行うこと。
- 「時差短縮」期間後は、児童・生徒等による清掃活動は可能とする。ただし、マスクの着用、終了後の手洗い等の指導を徹底すること。

## 8 学校行事等について

感染対策に努め、実施にあたり緊急時対応を含め検討する等、各学校の実情において慎重を期すこと。

- 運動会、文化祭等、不特定多数の外部の方が参加する行事や交流等については、当面行わないこと。
- 多数の児童・生徒等を集める行事等の学校教育活動は、「通常登校」の期間まで行わないこと。
- 校外で実施する学校行事については、「通常登校」の期間までは行わないこと。なお、修学旅行については、その教育的意義や児童・生徒等の心情等にも配慮し、中止ではなく延期扱いで検討すること。
- 健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由により6月30日までに実施することができない場合には、年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施すること。（詳細は別紙3参照）

### <参考>

文部科学省5月13日付

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について」

## 9 進路指導・就学支援について

### (1) 現場実習及び進路面談

- 現場実習の実施に関しては十分に検討し、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するためのこれまでの趣旨を踏まえ、実習受入れ先や本人、保護者、学校が丁寧な調整をし、実施する。
- 高等部3年生の現場実習及び進路指導に係る教育活動を最優先とするため、高等部1、2年生の現場実習及び進路指導に係る教育活動については、実施時間数等を各校で慎重に検討する。
- 本人や保護者との進路面談については、3密を避ける取組を徹底した上で慎重に行う。

### (2) 学校見学会や学校説明会等

- 就学及び進路に関する学校見学会や学校説明会については、感染症防止の措置を講じ、時間短縮、人数を減らす等、感染症拡大防止の措置を十分に講じた上で実施すること。また、実施内容について、保護者や市町村教育委員会など、関係者に対して丁寧に伝えていくこと。併せて、近隣の特別支援学校間で情報を共有し、対応を検討していくこと。

#### ア 集団での開催

- 通常登校の段階での実施を前提とする。その上で感染症対策や校内の状況等、総合的な観点から開催の可否を検討していくこと。

#### イ 集団での開催以外の手立て

○集団での開催が難しい場合には、説明会を複数回に分けて参加人数を減らして開催するなど工夫をすること。それでも開催することが難しい場合は、学校見学時に、HPの内容の補足説明等を行うことで、説明会に代えるなどを検討すること。

#### ウ 学校見学

○見学時間を短縮する際には、写真や動画により具体的にイメージが持てるように工夫する。また、廊下からの見学だった場合は、後日電話等で質問を受け、丁寧に答える等の工夫や配慮をすること。

### 10 部活動について

#### (1) 基本的な考え方

○部活動については、生徒の障がいの状態や状況を鑑み、活動時間、週当たりの回数、活動内容などに留意し、感染予防の観点を踏まえ慎重に判断する。また、活動の際は、健康状態を把握し確認したうえで実施する。準備期間中、分散登校期間中はその趣旨に鑑み、部活動を実施しないこと。

#### (2) 「時差短縮Ⅰ」の活動について

- ア 時差短縮Ⅰの期間をめぐりに活動の再開を計画する。
- イ 活動時間は40分程度を限度とする。
- ウ 活動内容は、個人を主体とした基礎練習とする。

#### (3) 「時差短縮Ⅱ」の活動について

- ア 活動時間は60分程度を限度とする。
- イ 活動内容は、身体接触を伴う活動や、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は行わない。

#### (4) 「通常登校」開始時の活動の場合

- ア 活動時間は、準備・片づけを含め90分までとする。
- イ 活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに場所の工夫をする。
- ウ 小集団(3～5人)の活動は可能とするが、身体接触を伴う活動や、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は行わない。(距離のあるパス練習等)

#### (5) 各学校における部活動実施についての安全対策の作成

○各学校において、活動における安全対策を作成すること。

## 11 不安を抱える児童・生徒等、保護者への対応について

### (1) 基本的な考え方

- 長期の臨時休業により、多くの児童・生徒等は、学習、進路、交友関係、部活動等、様々な面で不安やストレス等を抱えていると考えられる。学校再開後は、一人ひとりの児童・生徒等の様子を観察し、特に不安やストレス等を強く感じている児童・生徒等には、面談等個別の対応を行う。
- その際、学級担任等が一人ですべてを抱え込まず、教育相談コーディネーター、自立活動教諭（専門職）や養護教諭等と連携して対応する。

### (2) 児童・生徒等の心のケア

- 児童・生徒等の中には、外出自粛等の状況の中で様々な疲労を抱えたり、学校再開によって自分や家族が感染するのではないかという不安や恐れを抱いたりするなど、心理的ストレスを持っていると考えられる。担任をはじめ、複数の教員で情報共有や意見交換を行い、児童・生徒等の心身の健康状態の把握に努め、対応をしていく必要がある。
- ア 児童・生徒等の不安定な状態を見取ること。児童・生徒等の心理的ストレスは、睡眠の不足、体調低下、気持ちや行動が落ち着かない、食欲の急激な変化など、様々な形で表れる。本人及び保護者との連絡を密にし、児童・生徒等の心身面の状況を把握することが必要である。
- イ 必要に応じて聞き取りを行い、抱えている不安などの気持ちを引き出させること。児童・生徒等は、抱えている心配や不安を聞いてもらえることで安心感が得られる。積極的に耳を傾け、理解する姿勢を心掛ける。また、感染への不安等に対しては、過剰な警戒をさせずに、正しい予防や知識、情報を伝える。また、聞き取りに当たっては、校内で連携し、教育相談コーディネーターや自立活動教諭（専門職）である心理職と連携するなど、チームとして必要な支援に取り組む。
- ウ 教育活動の中で、リラクゼーションやストレッチなどの心身を落ち着ける活動や、動物的なゲームで体を動かす活動を取り入れるなど工夫すること。
- エ 児童・生徒等の悩み・不安に対応するため、相談窓口を適宜周知すること。

◇「県立総合教育センターの総合教育相談」 0 4 6 6 - 8 1 - 0 1 8 5

◇「24時間子どもSOSダイヤル」 0 1 2 0 - 0 - <sup>なやみいおう</sup>7 8 3 1 0  
0 4 6 6 - 8 1 - 8 1 1 1

◇「子ども・家庭110番」（神奈川県中央児童相談所） 0 4 6 6 - 8 4 - 7 0 0 0  
「電話児童相談室」（横浜市・児童相談所） 0 4 5 - 2 6 0 - 4 1 5 2  
「川崎市こども家庭センター」（中央児童相談所） 0 4 4 - 5 4 2 - 1 2 3 4  
「相模原児童相談所」 0 4 2 - 7 3 0 - 3 5 0 0  
「横須賀市児童相談所」 0 4 6 - 8 2 0 - 2 3 2 3

◇「こころの電話相談」（お住まいによって相談先が異なります）

県精神保健福祉センター	0120-821-606
横浜市こころの健康相談センター	045-662-3522
川崎市精神保健福祉センター	044-246-6742
相模原市こころの電話相談	042-769-9819

◆「SNSいじめ相談@かながわ」

学校から配付等されたカードに記載された、相談窓口につながる二次元コードから友だち申請します。

※「SNSいじめ相談@かながわ」の相談対象は、県内（県立・市町村立・私立・国立）の高等学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部、高等部）、義務教育学校（7年～9年）の生徒です。

LINEを活用した生徒相談 「SNSいじめ相談@かながわ」

（相談窓口につながるQRコードを記載したカードは学校に送付済み）  
次のURLでQRコードを記載したホームページにアクセスできる  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/snssoudan/oshirase.html>

友だち申請してください。  
「SNSいじめ相談@かながわ」につながります。  
※友だち登録だけでもしてみてくださいね！

【相談受付日】令和2年5/11 - 令和3年3/19  
月・水・金曜日 18時-21時まで (12/30-1/8 除く)

右の期間は毎日受け付けます。5/11-15 8/24-9/11 1/11-15

LINE SNSいじめ相談@かながわ

ひとりで悩まないで！LINEで相談できるよ！ 令和2年度

専門の相談員があなたと一緒に考えます  
LINEで友だちに追加してね

神奈川県教育委員会



## 12 外国につながるのある児童・生徒等への支援について

- 各学校では、新型コロナウイルス感染症対策や学校再開等に関し、保護者に対して連絡を行う際には、必要に応じて翻訳機能を有するICT機器を活用するなど多言語での情報提供に配慮すること。特に来日して間もない外国籍児童・生徒等や日本語が十分に身に付いていない児童・生徒等、臨時休業中の様々な不安を抱える児童・生徒が多いことが考えられることから、こうした児童・生徒等の状況をきめ細かく把握すること。
- 各学校では、外国につながるのある児童・生徒等に対し、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、その人権に十分配慮した指導・対応を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症対策により、保護者の就労先が休業し、保護者及び児童・生徒等の在留資格に影響が生じることも考えられることから、保護者から相談があった場合には、多言語での情報提供や相談窓口等の紹介、最寄りの出入国管理局に問い合わせるよう促すなど、適切な対応を行うこと。また、家計の急変に伴う就学援助等の相談についても、福祉部局等とも連携し、速やかに対応を行うこと。
- 障害のある外国人の子どもの就学先の決定に当たっては、教育委員会において「障害のある児童・生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育長通知）及び「教育支援資料」（平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参考にし、総合的な観点から判断すること。平成31年3月15日付け30文科教第582号総合教育政策局長・初等中等教育局長通知「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の取組を進められる中においても、障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、就学促進及び就学状況の把握、学校への円滑な受入れについて、一層の配慮を行うこと。

### 13 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 新型コロナウイルスに関連するいじめ、偏見、差別等が生じることが懸念されている。学校は、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策を児童・生徒等に指導する際に、ウイルス感染者及びその関係者、また、医療従事者を始めとする社会機能を維持する方への偏見や差別等が生じないように、併せて児童・生徒等を指導すること。
- 新型コロナウイルスに関して、SNSによる誤った情報の拡散や特定の個人等への誹謗中傷等が報じられている。学校においては、機会を捉えて、情報モラルについて児童・生徒等に指導すること。
- いじめ、偏見、差別等の兆候や、児童・生徒等が発信する微細なサインを教職員が見逃したり、教職員が一人で抱え込んだりしてしまうことで、深刻な事態が生じることも考えられる。教職員は、児童・生徒等の様子を細かく観察、把握するとともに、児童・生徒等のサインや悩みを受け止めた際には、一人で問題を抱え込まず、組織的な対応を行うこと。
- いじめ等の疑いが見られた場合には、学校及び教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について、適切な対応を行うこと。

### 14 児童・生徒等又は教職員に感染者が出た場合の対応について

- 児童・生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、県教育委員会及び衛生主管部局と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分協議し、実施の有無、規模及び期間について判断することになる。その際、学校医等ともよく連携すること。
- 臨時休業になった場合は、ただちに「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立特別支援学校）」（令和2年5月）に基づいた指導を行うこと。

### 15 地域の感染状況が増加した場合等の対応について

- 学校の教育活動再開後に、地域の感染者が増加した場合など、地域に所在する県立特別支援学校の教育活動に影響が生じる恐れがある場合には、県教育委員会において、公共交通機関等の利用状況等も踏まえ、教育活動の一部を制限するなどの必要な対応を決定し、各学校に通知する。

## 16 その他

### (1) 職員研修について

○不祥事防止研修などの職員研修については、各所属の実情に応じた課題について、年間計画を立てて継続的に所属研修を実施する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針を踏まえ、所属研修等の実施については、必ずしも集合研修による必要はなく、今後、作成予定の研修資料等を所属ポータルサイトや電子メール等を活用して周知するなど、各所属の実情に応じて、柔軟に対応すること。

### (2) 地域の障害福祉サービス機関等との連携

○各学校は、放課後等デイサービス事業所などに対し、教育活動の段階的再開のスケジュールや、登下校時刻（給食あり・なし）及び居場所の設置などの情報提供を行い、連携することで、児童・生徒等の日中の「居場所」の確保に取り組む。

### (3) 学校施設開放

○学校施設開放については、「通常登校」の段階から再開すること。

○分散登校の段階においては、学校施設開放に関しては引き続き中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明すること。

### (4) その他

○学校を会場とするPTA活動については、緊急な場合を除き、「時差短縮Ⅰ」の段階から活動を可能とする。実施に当たっては感染防止に万全の措置をとること。

○校内で生産したものの販売に関しては、不特定多数の人が学校に出入りすることによる児童・生徒等への感染の恐れがあることから、当面実施を不可とする。

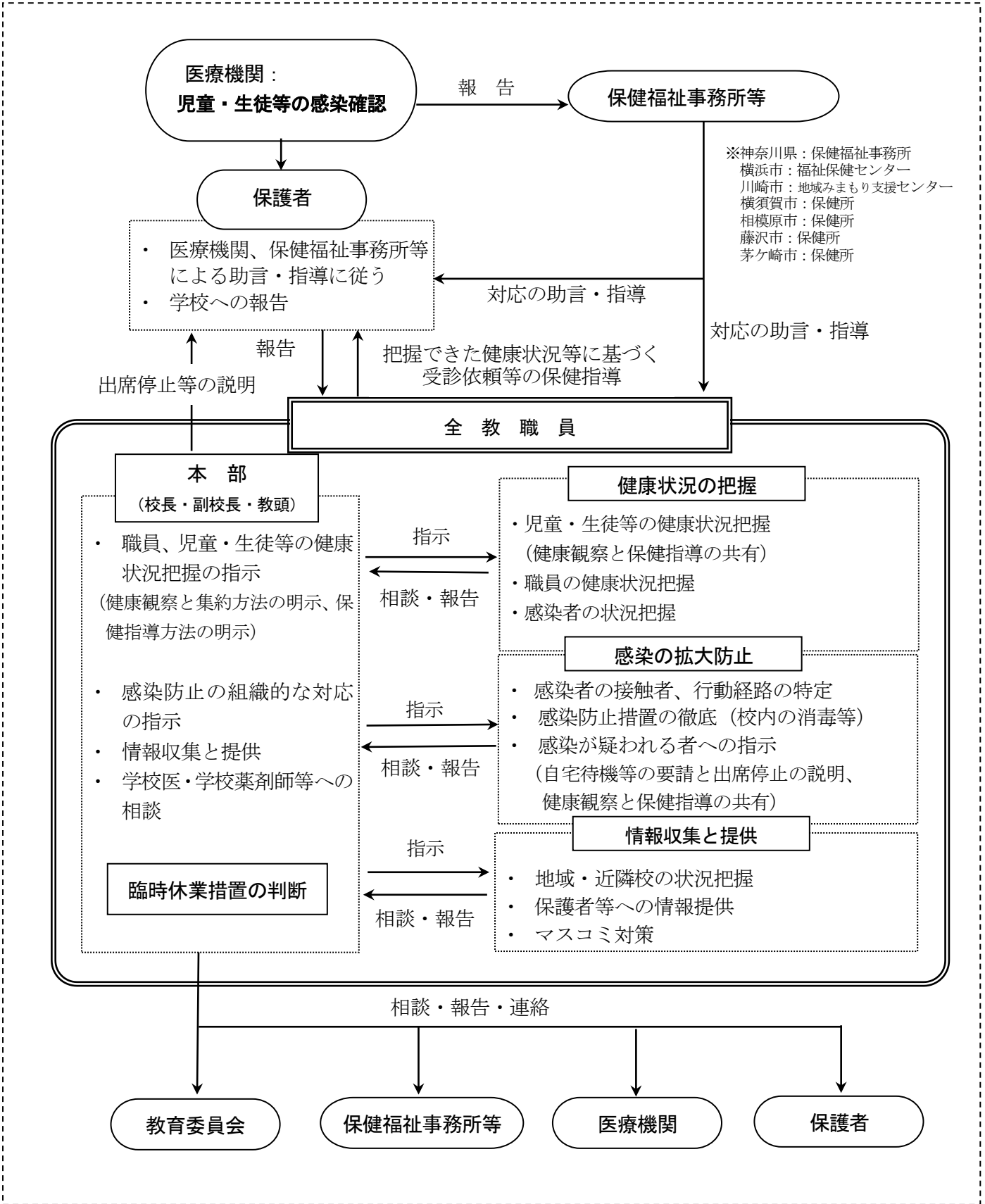
# 健康観察票

別紙 1

毎日、注意深く健康チェックをして、気になる体の症状が現れたときには、速やかに相談センターと学校へ連絡してください。  
 日常の制限や大きな変化によってストレスを感じることは、自然な心理反応です。一人で抱え込まず、家族や学校に相談してください。

観察開始日		開始後1日目	開始後2日目	開始後3日目	開始後4日目	開始後5日目	開始後6日目	開始後7日目
/		/	/	/	/	/	/	/
°C		°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
体の症状	最高体温							
	呼吸器症状	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
ストレス症状	不安や怖さを感じる	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	イライラが解消されない	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	孤独や寂しさを感じる	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	疲れがとれない	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	眠れない	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	勉強がはかどらない	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	その他							
備考								

新型コロナウイルス感染症発生時の対応例



## 健康診断について

### (1) 健康診断における感染症対策について

健康診断を実施する場合は、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならない等、学校医、学校歯科医、委託業者等の関係機関と十分連携し感染症対策を行う。

具体例として、

- ※ 学校医用に手指用消毒液を用意する。
- ※ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- ※ 会場の換気を十分に行う。
- ※ 密集しないよう、会場には一度に多くの人数を入れないようにし、待ち時間が多くならないようにすること。（レイアウトの工夫、床へのマーキング等の工夫等）
- ※ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- ※ 受診時以外はマスクを着用させ、一定の距離を保って状態で整列させる。
- ※ 検査に必要な器具等を適切に消毒する。（日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」参照）
- ※ 器具を扱う場合は、使い捨て手袋をする。
- ※ 日程を分けて実施する等、学校の実情に応じて実施する。

### (2) 令和2年度の児童生徒等の定期健康診断の実施期間について

- ① 毎学年6月30日までに実施することとされている児童生徒等の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施する。
  - ※ 「実施体制が整わない」とは、例えば、学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなどが考えられる。
  - ※ 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて、学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施する。
  - ※ 健康診断の延期について保護者に周知し、理解を得るようにすること。また、特に、心臓や腎臓等の疾患や結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。
- ② 各校において実施方法は表1「令和2年度の定期健康診断の業者との契約上の条件等と健康診断の実施な祖に係る対応例」を参考に、検討する。
- ③ やむを得ない事由により実施体制が整わない等、健康診断項目ごとの延期できる期限までに実施できない場合は、委託業者へキャンセル手続きを行い、速やかに保健体育課担当者へ電話にて報告をする。

表1 令和2年度の定期健康診断の業者との契約上の条件等と健康診断の実施な祖に係る対応例

健康診断項目	業者との契約上の条件等	対応例
尿検査	<p><b>6月以降～秋に実施する。</b>基本的には検体回収は、一次検査、二次検査ともに、1校1日1回となる。</p> <p><b>延期できる期間は、令和2年12月上旬頃までとなる。</b></p>	<p>対象生徒全員の検査が可能な日に、一次検査を行い、そこからおおそ2週間後に、二次検査を行う。</p> <p>二次検査予定日（2回目）を一次検査日にして、二次検査予備日（3回目）を二次検査日とする。</p>

		ただし、分散登校等が継続された場合は、午前中回収した検体の保管に留意し、午後に回収した分と合わせて引き渡せるよう業者と回収時間を調整する。
結核健康診断	<u>6月以降～秋に実施する。</u> 基本的には、1校半日で行うことになる。 精密検査を想定すると、 <u>延期できる期間は、令和3年2月上旬頃までとなる。</u>	対象生徒全員の検査が可能な日に行う。
特別支援学校 心臓検診	<u>6月以降～秋に実施する。</u> <u>日程調整はできない。</u> 基本的には、1校半日で行うことになる。	対象生徒全員の検査が可能な日に行う。
B型肝炎検診	新入時検査については、 <u>6月以降～秋に実施する。</u> 新入時検査及び実習後検査ともに、実習時期を考慮する必要はあるが、 <u>延期できる期間は、令和3年2月上旬頃までとなる。</u>	対象生徒全員の検査が可能な日に行う。 基本的には、新入生が実習に入る前までに、精密検査を済ませることを想定し、基本的には、1校半日で行うことになる。
高等学校及び 中等教育学校 心電図検査	<u>学校事務担当者と共に、各校の委託業者との契約上の条件等を確認し、可能な方法を委託業者と相談する。</u>	各校の委託業者や学校医に相談しながら、感染予防対策を講じた実施方法検討する。検診後の廃棄物についても、学校医や学校薬剤師の指示に基づき、適切に処理する。
耳鼻科検診や 歯科検診など 上気道の粘膜 に 器具で触れる 検診	教育活動再開当初に日程を設定している場合には、学校医に相談しながら、感染予防対策を講じた実施方法を検討する。検診器具や検診後の廃棄物についても、学校医や学校薬剤師の指示に基づき、適切に処理する。 ただし、検診器具の取り扱い上、延期できる期間は、 <u>令和3年2月下旬頃までとなる。</u>	教育活動再開当初は保健調査に基づき、抽出者に関する健康相談に切り替え、秋以降に器具を使用した検診を臨時健康診断（後期検診）として行う。
内科検診 眼科検診など 触診する検診	学校医に相談しながら、感染予防対策を講じた実施方法について検討する。検診後の廃棄物についても、学校医や学校薬剤師の指示に基づき、適切に処理する。	教育活動再開当初は保健調査に基づき、抽出者に関する健康相談に切り替え、秋以降に触診をするような検診を臨時健康診断（後期検診）として行う。